

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第4版) (素案)

平成 29 年〇月〇日
内閣官房国土強靱化推進室

国土強靱化とは？

大規模自然災害等に備えるため、**事前防災・減災**と**迅速な復旧・復興**に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進

基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

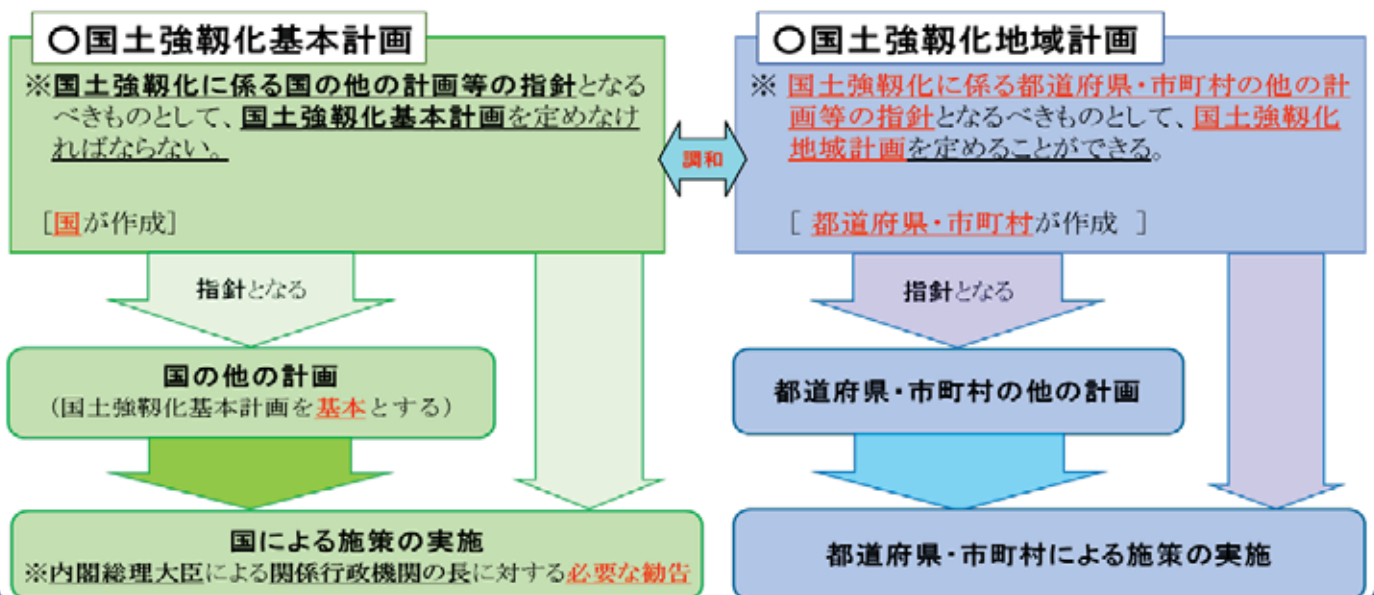
基本的な取組方針

- ソフト対策とハード対策の組み合わせ
 - 平時における利活用
 - 自助・共助・公助の組み合わせ
- その他、施策の重点化を図ること、地域の特性に応じた施策を推進することなど

国土強靱化地域計画とは？

国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる法定計画であり、国における国土強靱化基本計画と調和を保って作成されるべきもの

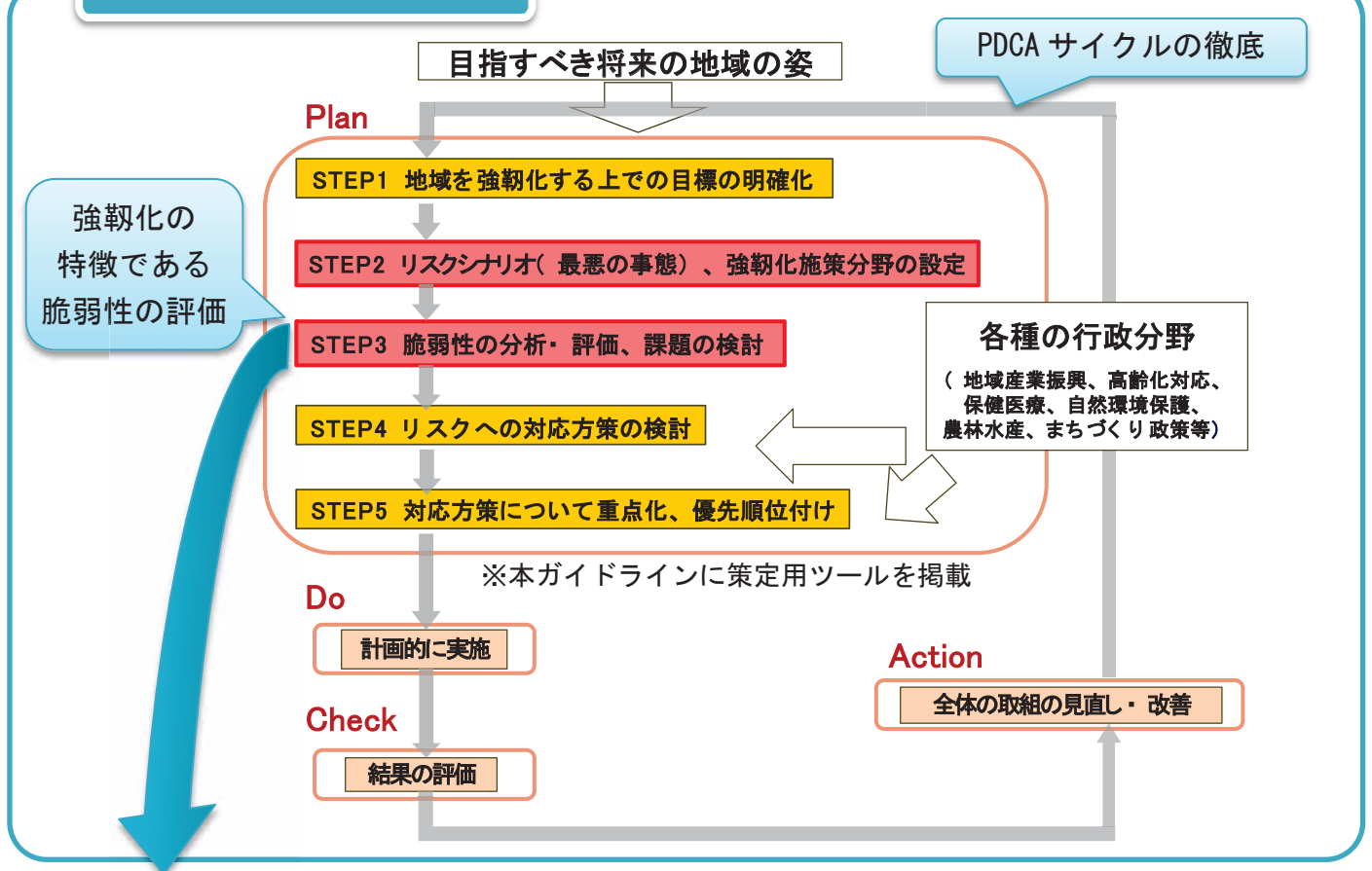
国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係(第10条ほか)



3つのメリット

- ① どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる
- ② 各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる
- ③ 地域の持続的な成長を促す

基本的な進め方



脆弱性の分析・評価のイメージ

- リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するための施策の不足や施策の進捗状況などを全庁的に検討
- 縦軸にリスクシナリオ、横軸に強靱化施策分野を配置したマトリクスを作成し、リスクシナリオごと及び施策分野ごとに脆弱性を評価することも有用

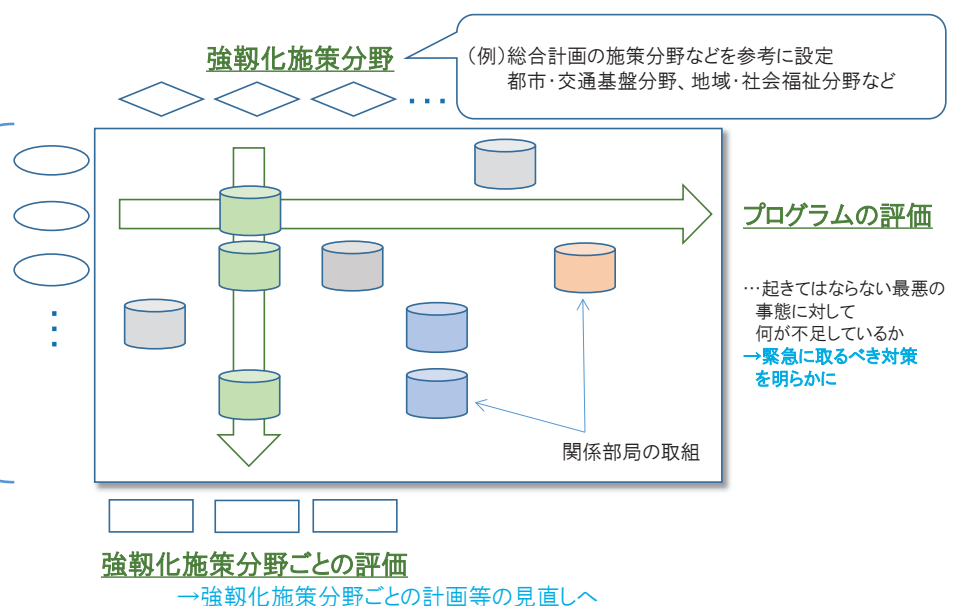
【概念図】

リスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)

(例)

- ・ 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死者の発生
- ・ 上下水道等の長期間にわたる機能停止

→ これらを回避する施策パッケージ=プログラム



本ガイドラインには、策定用ツール及び関係府省庁の交付金・補助金の活用事例なども掲載していますので、ご活用ください。

目 次

(頁)

はじめに	4
------------	---

I 国土強靱化とは.....	8
----------------	---

1. 国土強靱化の理念	8
(1) 理念と基本目標	8
(2) 防災との違い.....	9
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等.....	11
(1) 基本的な方針	11
(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ	13
(3) 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ	14
(4) 平時における利活用	15
3. 基本的な進め方	16
(1) PDCA サイクルの徹底.....	16
(2) 脆弱性の評価.....	17

II 国土強靱化地域計画とは	18
----------------------	----

1. 国土強靱化地域計画の位置付け.....	18
(1) 国土強靱化地域計画の性格	18
(2) 策定の必要性.....	20
(3) 国の基本計画との調和について.....	21
(4) 都道府県等の地域計画との調和について.....	22
2. 地域強靱化を推進する3つの主なメリット.....	23
(1) メリット1 被害の縮小.....	23
(2) メリット2 施策(事業)のスムーズな進捗	24
(3) メリット3 地域の持続的な成長	25
3. 国土強靱化地域計画の策定にあたって	26
(1) 定める事項.....	26
(2) 策定主体.....	27
(3) 計画の対象区域と取組.....	28
4. 他の計画との関係	29
(1) 総合計画等との関係	29
(2) 地域防災計画等との関係	32
(3) 地方創生(地方版総合戦略)との関係	34
(4) インフラ長寿命化基本計画(公共施設等総合管理計画)との関係	36

III	策定手順とそれぞれの策定手法等	37
1.	策定体制の構築	37
(1)	地方公共団体内に体制を創る	37
(2)	強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力	40
(3)	住民の参加と専門家による知見の活用	42
(4)	国土強靱化地域計画に関する手続き	44
2.	国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方	45
(1)	目指すべき将来の地域の姿の想定	46
(2)	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	47
(3)	STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、強靱化施策分野の設定	48
(4)	STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	50
(5)	STEP4 リスクへの対応方策の検討	55
(6)	STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	57
3.	策定手順の具体例	58
(1)	目指すべき将来の地域の姿の想定	58
(2)	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	59
(3)	STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、強靱化施策分野の設定	62
(4)	STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	66
(5)	STEP4 リスクへの対応方策の検討	70
(6)	STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	72
4.	特徴的な策定手法	74
(1)	住民参加のワークショップを活用する手法	74
(2)	都道府県がバックアップする手法	75
5.	その他の留意すべき事項	76
(1)	国土強靱化地域計画の名称	76
(2)	議会への説明等	76
IV	計画の推進と不断の見直し等	78
1.	他の計画等の必要な見直し	78
2.	計画の進捗管理	79
(1)	KPI の設定	79
(2)	アクションプラン等の策定	80
3.	計画の不断の見直しと段階的策定	81
V	国への相談等	82
VI	策定用ツール	84
1.	全体のイメージ	84

2.	STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、強靱化施策分野の設定	85
(1)	自然災害の想定シート見本	85
(2)	リスクシナリオの設定シート見本	86
(3)	施策分野の設定シート見本	89
3.	STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	90
(1)	情報収集シート	90
(2)	脆弱性の分析・評価と課題の検討	92
4.	STEP4 リスクへの対応方策の検討	93
5.	STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	94
資料編		95
(資料1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化 基本法(平成二十五年十二月十一日法律第九十五号)―抜粋― 96		
(資料2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針(国土強靱化基本計画より) 100		
(資料3) 特に配慮すべき事項(国土強靱化基本計画より) 102		
(資料4) 国土強靱化基本法における脆弱性の評価に関する規定 ―抜粋― 105		
(資料5) 国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 106		
(資料6) 地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ 108		
(資料7) リスクシナリオに対応する KPI の例..... 113		
(資料8) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧 118		
(資料9) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援につ いて 126		
(資料10) 国土強靱化推進に関する国等の取組等 128		
(資料11) 国土強靱化地域計画関連 Q&A..... 129		
国土強靱化地域計画に定める事業 における交付金・補助金の活用事例 ..		135

はじめに

我が国は、豊かな自然に恵まれた風光明媚な国で、春夏秋冬の四季、温泉、美味しい食べ物があります。豊かな自然は、地域の住民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域の活力の源となっています。

一方、この豊かな自然は、台風、大雨、大雪等の気象災害や、地震、火山、津波等の地象災害の原因ともなり、地域、個人からそれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪ってしまうこともあります。

人間の一生の長さとは地震、火山噴火等大災害の発生間隔には隔たりがあり、現在の地域や住民単位でみれば災害経験がないと、ややもすると災害に対する警戒心が欠如しやすい場合もあるのではないのでしょうか。しかし、気候変動により局所的短時間豪雨災害等はますます頻発化・激甚化することや南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されています。

土砂災害、竜巻災害等市区町村内の一部の地域へ大きな被害を与える局所災害も毎年のように発生しています。こうした災害への対応は第一義的に市区町村に求められます。また、社会活動が複雑化している中、他地域での災害により、大きな影響を受けることも懸念されます。

人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、災害が全国どこでも起こりうるとの認識のもと、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つではないのでしょうか。

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という）が制定されました。この中で、基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。また、地方公共団体の責務として、「第四条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

このことから、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、国土強靱化地域計画（以下省略の際は「地域計画」という）¹を策定することは、その責務に鑑みても、合理的であり、意義あることではないでしょうか。想定外の事態をも想定して、いわば将来への投資として事前の備えを積み重ねていく、同時に、それを地域の活性化につなげていくというチャレンジが、国土強靱化です。法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

国土強靱化施策は、新しい施策であり、地域計画策定も、多くのご担当者にとっては初めての経験になると思われます。そのため、国としても、本ガイドラインの提供、説明会の開催や出前講座などにより、計画の必要性や策定手法の周知を図っています。また、地域計画の実施にあたっては、関係府省庁において関連する交付金や補助金で支援しています。

本ガイドラインは、有識者を構成員としたワーキンググループのご指導のもとに第1版（平成26年6月）、第2版（平成27年6月）を作成し、その後、第3版を平成28年5月に作成しました。既に全ての都道府県で策定済または策定に着手いただいていることから、第4版は主に市区町村²が策定する場合に活用いただけるガイドラインとなるように、策定された地域計画のノウハウを活用し、具体的事例や策定時に活用していただけるツール等を追加して改訂を行いました。

なお、最初から完璧な地域計画を策定するより、優先順位の高い施策を中心に地域計画を策定し、順次拡充するという発想も、自然災害への現実的な対応としては必要です。ただし、自分の地域には大きな地震は起こらない、台風が上陸することはないといった思い込みは避け、最終的には、あらゆる大規模自然災害等に対応した計画が望まれます。

各地域において、本ガイドラインを参考に、地域計画の意義をご理解いただき、計画を策定して取組を推進し、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいかれることを期待しています。

¹ 「国土強靱化地域計画」は、従来のガイドラインで「地域強靱化計画」、実務で「地域計画」と呼称されています。本ガイドラインの第3版までは「地域強靱化計画」としていましたが、本第4版では、一般的に使用する場合には「国土強靱化地域計画」、省略する場合は実務に合わせて「地域計画」としています。

² 「区」は東京都特別区を意味しています。なお、本文では、基本法に合わせ、「市町村」と記述していますが、東京都特別区も含みます。

〔参考〕大災害の教訓

日本は、その地理的、地質的特性から、度重なる大規模自然災害により、様々な被害がもたらされてきました。

1923 年の関東大震災は、M7.9 の巨大地震が近代化した首都圏を襲った初めての大災害であり、広い範囲で被害が生じたことに加え、大規模火災が発生し、死亡者の約 9 割の方が火災で亡くなりました。

1959 年の伊勢湾台風（台風第 15 号）は、台風被害としては死者・行方不明者数が明治以降最多の 5,098 名に及ぶ被害を引き起こしました。

1995 年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度 7 の直下型地震が初めて大都市を直撃し、死者数の約 8 割が家屋の圧壊等によるものとなりました。また、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

2011 年の東日本大震災は、観測史上最大の M9.0 の巨大地震と最大の遡上高が 40m を越える大津波が発生し、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。また、帰宅困難者の発生、ガソリン不足などが深刻な問題となりました。一方、「釜石の出来事」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。東日本大震災は、これまでの「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは、限界があることを教訓として残しました。

このような大規模自然災害の歴史を顧みると、これまで種々の災害対策を講じてきたものの、「大規模自然災害の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。この現実を目をつぶることなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築しておくという発想が重要です。こうした発想に基づく持続的な取組こそがより安心・安全な国づくりに資するといえましょう。



関東大震災での火災
(写真提供：国立科学博物館)



伊勢湾台風の被害状況
(写真提供：愛知県)



阪神高速道路の高架橋の倒壊
(写真提供：神戸市)



消防局職員と消防団員による行方不明者の搜索活動
(写真提供：仙台市)

国土強靱化地域計画の策定に役立つ「七つ道具」

実際に国土強靱化地域計画を策定する際に参考となる情報源、資料等について記載します。

その一 本ガイドライン

基本的なことをコンパクトにまとめています。法律の抜粋等も記載しています。

その二 内閣官房のホームページ

国土強靱化に関する多様な情報を掲載しています（資料 10（128 頁）参照）。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/

その三 出前講座

内閣官房職員が説明に伺います（82 頁参照）。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf

その四 国が策定した「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」

その五 国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集¹

平成 26 年度、平成 27 年度のモデル事業団体の地域計画について、概要をまとめたものです。

その六 自団体の総合計画、地域防災計画等各種計画

その七 市町村の場合は包括する都道府県の地域計画

なお、上記、国で作成した「その四」及び「その五」は、冊子を地方公共団体に配布しておりますが、「その四」については上記内閣官房ホームページでも入手可能です。また、冊子について、余部があるものについてはご提供できますので、お問い合わせください。「その七」についても、上記内閣官房ホームページから各地方公共団体のホームページにリンクを貼っています。ご利用ください。

¹ 平成 28 年 3 月発行。各地方公共団体に配布済。

I 国土強靱化とは

はじめに、国土強靱化に関する基本的な事項をご理解いただくために、「国土強靱化の理念」、「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」等について、国の策定した「国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)」をもとに説明します。

1. 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

ここでは、国土強靱化の理念と基本目標、また、今までの「防災」と何が違うのかについて説明します。

(1) 理念と基本目標

国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）においては、概ね以下の通り記載されています。

○我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫^{ばく}大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。

○大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。

○東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、**予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き**、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、**まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応**を、いわば「国家

百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていく必要があります。

○そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

○このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

(2) 防災との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のようない違いがあります。なお、国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係については、後述します（32 頁）。

○「**防災**」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「**そのリスクに対する対応**」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、**リスクごとに計画が立てられています**。

○一方、**国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません**。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「**強靱**」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

○そのためにも、まず第一に、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）¹」を明らかにします。リスクの態様にかかわらず起きてはならない最悪の事態を出発点とし、当該最悪の事態をもたらさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。その際にはもちろん、上記の基本目標に掲げた人命の保護や重要な機能に着目します。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）**強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくり**を平時から持続的に展開していこうとするものです。そしてそうした強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめるものが、強靱化の計画です。

○すなわち、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものです。実施主体も、地域においては、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進める**ものです。

¹ 基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

国が基本計画において定めた「基本的な方針」の概要と、その中の3つの方針「ソフト対策とハード対策の組み合わせ」、「『自助』、『共助』、『公助』の組み合わせ」及び「平時における利活用」について説明します。

(1) 基本的な方針

国の基本計画においては、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、4つの項目について、計17の方針を定めています。その代表的なものについてここで説明します。

○1で述べた国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進することを定めています（全項目は資料2（100頁）参照）。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

○また、国の基本計画においては、上述の他に、民間投資の促進や地方公共団体等における体制の構築など「特に配慮すべき事項」（資料3（102頁）参照）についても定めているところです。

○地域において強靱化を推進するに当たっては、これらの「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」等との調和の確保に留意しつつ、地域の特性を踏まえ、地域強靱化を推進する上での基本的な方針等を定めることが望まれます。

○なお、地方公共団体、特に市町村は、基本的な方針を定める際には、包括する都道府県や類似の地方公共団体の地域計画を参考とすることが有効です。

※基本計画及び各国土強靱化地域計画へのリンクは、内閣官房のホームページにおいて掲載（地域計画はリンク）しています。

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)

(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

「強靱化」はハード対策だけではなく、ソフト対策との適切な組み合わせが求められます。

○国土強靱化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「**ハード対策**」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「**ソフト対策**」を、**災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ**て効果的に施策を推進するものです。

○例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせた多重防御の考え方により、計画的に施策を推進**していくことが重要となります。

〔参考〕水害・津波対策の例



○既に策定された地域計画を見ると、ハード施策のみではなく、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施などの多くのソフト施策も盛り込まれています。

(3)「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

国土強靱化においては、自助、共助、公助を適切に組み合わせることが求められます。

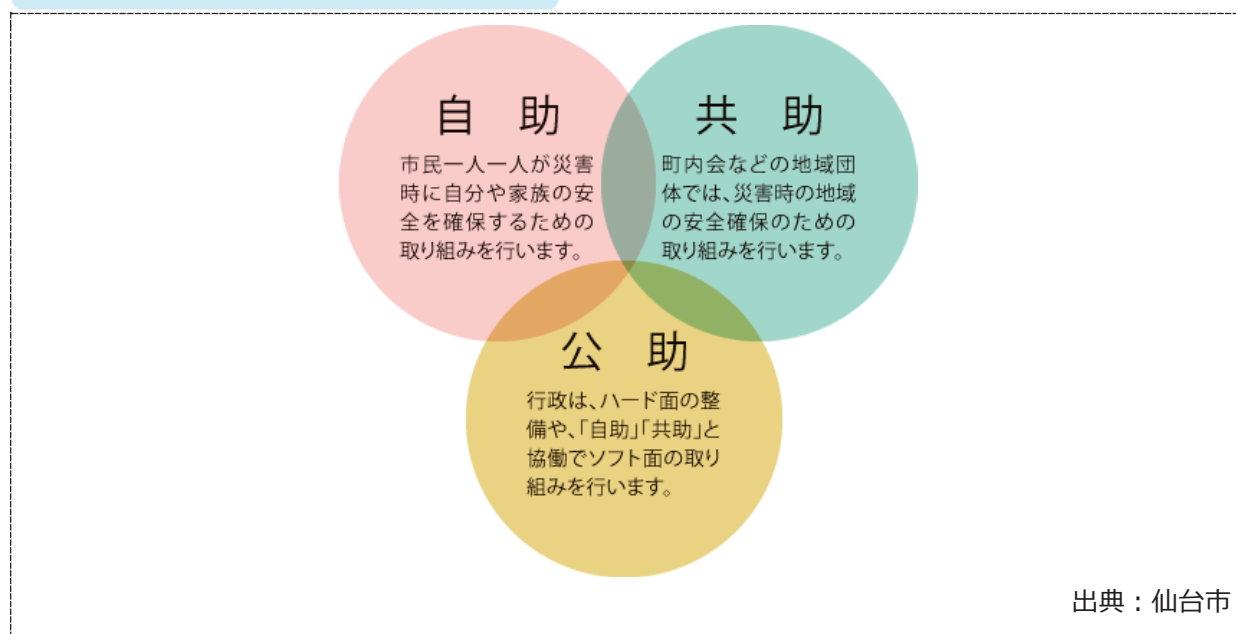
○大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを実現するためには、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め、全ての関係者の ^{えい}叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。

○そして、連携と同時に、**地域における民間事業者、住民一人一人が**、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、**主体的に行動することが取組の基礎**となります。

○このため、行政は国土強靱化が正しく理解され、民間事業者や住民の行動規範に広く浸透するよう努めるとともに、**行政・民間事業者・住民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要**です。

○上記のような取組を地域計画に反映させることが望まれます。

〔参考〕自助・共助・公助の概念



(4) 平時における利活用

国土強靱化では、災害時に効果を発揮するのはもちろん、平時からの国土・土地利用や経済活動にも資する取組を推進します。

○国土強靱化の取組を推進するに当たっては、例えば、無電柱化（災害時：電柱倒壊防止等、平時：景観向上等）や海岸防災林（災害時：潮害防備、津波エネルギー減衰等、平時：景観維持等）のように、**災害時等だけでなく、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意**することが必要です。

〔参考〕平時における利活用（延焼防止に資する緑地の確保の場合）

木造住宅が密集する地域において地震による倒壊と火災の発生が重なると、延焼により地域一帯に大規模な被害が生じる恐れがあります。そのような延焼を防ぐために、幅の広い道路や公園を整備したりする対策が取られています。このように、非常時を想定して幅広の道路や公園を整備することが、一方で、平時の市民生活を向上させるというような、相乗効果を狙った取組が望まれます。



3. 基本的な進め方

ここでは、国土強靱化の推進に重要な「PDCA サイクルの徹底」と「脆弱性の評価」について説明します。

(1)PDCA サイクルの徹底

国土強靱化は計画を策定して終了ではなく、策定後に PDCA サイクルを回して取組を推進していくことが重要です。

○基本計画では、「国土強靱化」は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靱化の取組を推進することとしています。

(2)脆弱性の評価

脆弱性の評価¹は、国土強靱化の取組の中で最も特徴的と言えます。これを出発点とし、対応すべき課題を洗い出します。

○国土強靱化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状の**どこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み計画を策定し推進している**点に特徴があります。

○特に「脆弱性の評価」は、国土強靱化の取組、基本計画における最大の特徴と言えます。「脆弱性の評価」については、基本法の第九条第五号及び第十七条に定められています（詳細は資料編 105 頁参照）。なお、国の脆弱性評価においては、以下の手順で評価を行いました。

- ① リスクとして大規模自然災害を想定
- ② 施策分野について 12 の個別分野・3 の横断的分野²を設定
- ③ 8 つの事前に備えるべき目標と 45 の起きてはならない最悪の事態を設定
- ④ 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策群を「プログラム」として整理し、現状の脆弱性を分析・評価
- ⑤ ④の分析・評価を踏まえ、施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価

¹ 「起きてはならない最悪の事態」を避けるためにどのような施策を実施しているか・実施している施策は十分かについて、プログラムごと・施策分野ごとに評価すること。

² 地域計画において、部局横断的に取り組む必要のある施策分野を想定。また、将来にわたって取り組む予定である施策等を横断的分野に配しておいて、将来の地域計画の見直しの際に検討するなどの活用も考えられます。

Ⅱ 国土強靱化地域計画とは

国土強靱化地域計画とは、地方公共団体の策定する国土強靱化計画です。ここではその位置付け、計画を策定するメリット、定めるべき内容や地方公共団体の他の計画との関係などについて説明します。

1. 国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画の法律上の位置付けや策定の必要性、国の基本計画との関係、市町村の場合には都道府県の地域計画との関係について説明します。

(1) 国土強靱化地域計画の性格

地域計画は、基本法第十三条に規定されており、他の計画の指針となることが定められています。

○地域計画は、**国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる**ものであり、国における基本計画と同様に、地域における**国土強靱化に係る計画等の指針（いわゆる「アンブレラ計画」（19 頁図））としての性格を有する**もの（以下「国土強靱化に係る指針性」という）です。

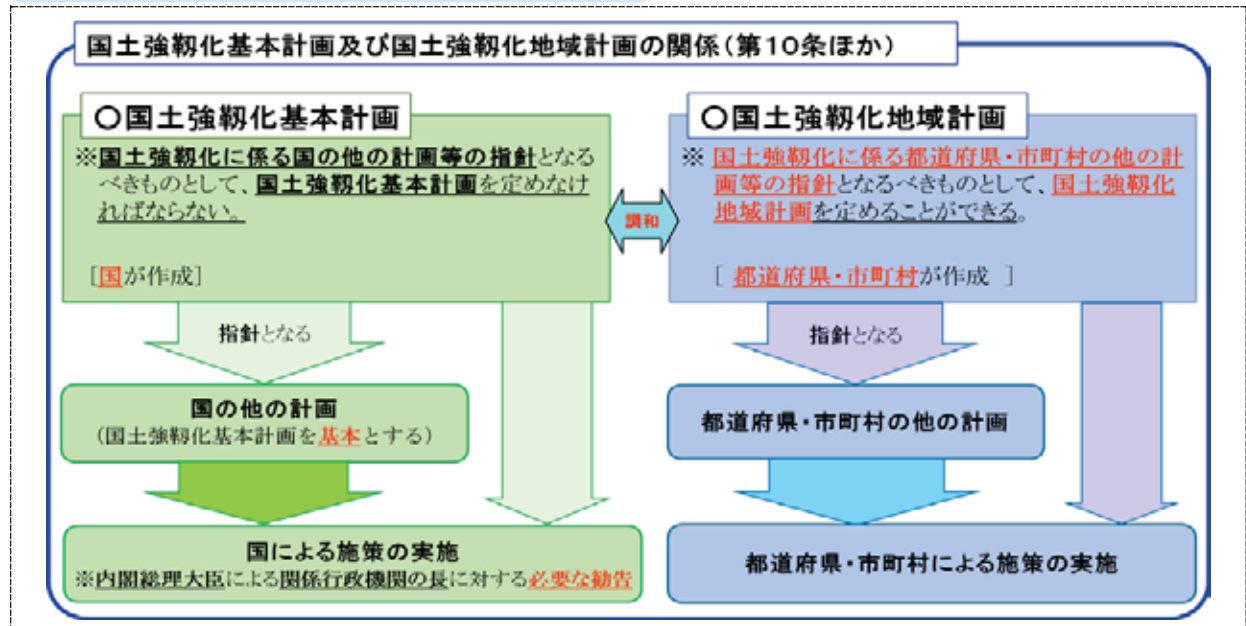
○すなわち、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものです。

基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

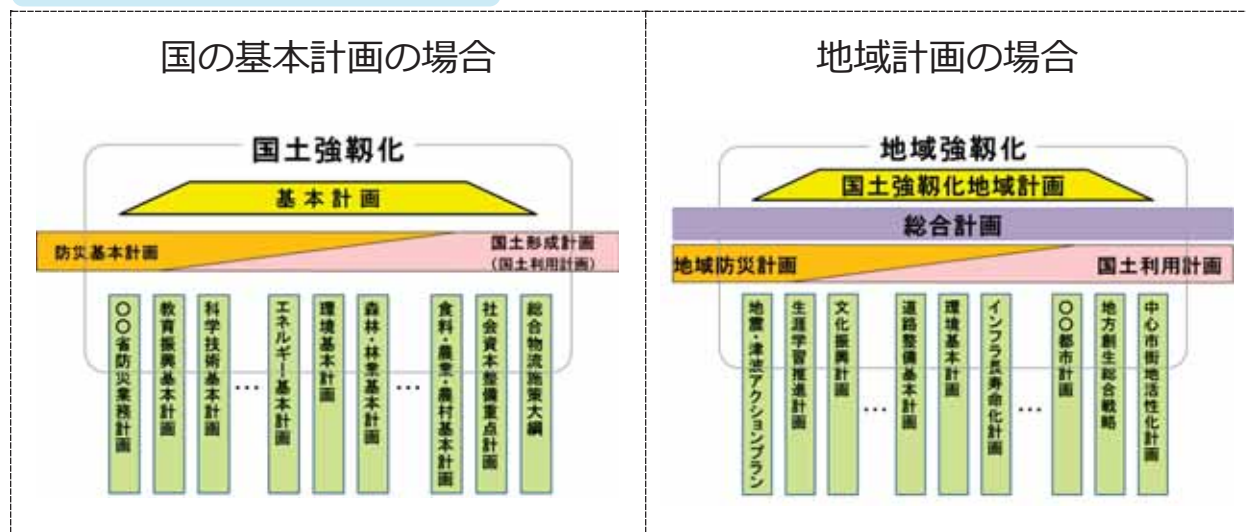
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○また、各種計画等における修正が地域計画の策定や見直しにつながる場合もあります。

〔参考〕 国土強靱化に関する計画の体系



〔参考〕 アンブレラのイメージ



(2) 策定の必要性

地域計画は法律上、策定を義務付けられたものではありませんが、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは、地方公共団体の責務として定められています。

○地域強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、**地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠**です。

○地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、**住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するもの**であり、極めて重要なものです。

○加えて、基本法においては、地方公共団体の**国土強靱化に関する責務**として、

基本法第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。**

とされており、この責務を**果たす手段が地域計画の策定**ともいえます。

○これらを踏まえると、地域計画が、**すべての都道府県においてすみやかに策定され、また、市町村においてもできる限り早期に策定されることにより、強靱な国づくりを総合的に推進することが望まれます。**

(3) 国の基本計画との調和について

地域計画は、国の基本計画との調和を求められているため、国の基本計画に定められている基本目標、基本方針などに留意する必要があります。

○基本法において、基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされており、具体的には、

- ① 基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- ② 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- ③ 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとされています。（基本法第十条第一項及び第二項）

○そして、基本法においては、**地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならない**こととされています。（基本法第十四条）

○地域計画の策定にあたっては、特に、国の基本計画における下記事項について、**調和を保つよう留意**することとします。

① 「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

② 「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」及び「特に配慮すべき事項」

ただし、調和が保たれることを前提に、地域の状況に応じ地方公共団体の独自の目標の設定（追加）等独自性を出すことも求められると考えられます。（独自の目標の設定例については 59 頁参照）

(4) 都道府県等の地域計画との調和について

市町村において地域計画を策定する場合は、都道府県の策定した地域計画を参考にし、調和を図っていくとより効果的です。

○基本法においては、地域計画間の調和規定は設けられていません。

○しかしながら、地域計画間の調和が図られれば、その取組もより効果的に推進されることが期待されます。

○基本法第六条の趣旨も踏まえ、**都道府県と市町村等が十分に対話・相談を重ね、各々の役割分担を踏まえ十分な連携を図り、関係する地域計画相互の調和が確保されることが望まれます。**

特に、これから策定を行う市町村については、当該地域の都道府県が既に地域計画を策定（着手）している場合は、その地域計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的です。

○隣接する市町村の地域計画相互の調和の確保も同様です。

基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

〔参考〕策定済団体の実例

● 札幌市の場合

「『札幌市強靱化計画』は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本目標を実現していく計画とするとともに、札幌の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、「北海道強靱化計画」の展開方向と調和した国土強靱化地域計画として策定する。」（札幌市強靱化計画より）

2. 地域強靱化を推進する3つの主なメリット

地域計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靱化を推進することで、主に(1)被害の縮小、(2)施策（事業）のスムーズな進捗、(3)地域の持続的な成長の3つのメリットが考えられます。

(1) メリット1 被害の縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、強靱化の取組の主たる目標であり効果となります。

○発災前における（＝平時の）施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、**どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます。**

〔参考〕策定済団体の実例

- 地域の防災力強化
防災人材の育成が進んだ／防災士が増加した／自主防災組織との連携・連絡が進んだ／防災メールの登録者が増加した、など
 - 企業のBCP¹策定促進
BCP 認定企業数が増えた／BCP を策定する企業が増えた／企業へ BCP 策定研修を実施した、など
 - 民間事業者との連携促進
民間事業者との災害時応援協定の締結件数が増加した／計画策定に際して設置した会議体に参画した民間事業者が、策定後に他の事業者との連絡窓口として協力してくれるようになった／継続性のある合同防災訓練を行うようになった、など
- 平成 28 年度「国土強靱化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

¹ 事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）。災害等が起こっても速やかに事業を継続・復旧させることができるようあらかじめ立てておく計画。地方公共団体の場合には「業務継続計画」ともいう。

(2) メリット 2 施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、庁内の意識の共有や推進力の出現などにより、各種の施策（事業）のスムーズな進捗が期待できます。

○法定計画である地域計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、**国土強靱化に係る各種の施策（事業）がより効果的かつスムーズに進捗**することが期待できます。

○地域計画策定の際には部局横断的に脆弱性評価や対応方策の検討に取り組むため、策定後は各部局が「強靱化」という共通の目標を意識しながら所管施策（事業）を実施できるようになります。また、部局間の相互理解や庁内の情報共有が進み、施策（事業）をスムーズに推進できるようになります（担当者の声（67 頁、69 頁）参照）。

○関係府省庁においては、平成 29 年 1 月、『**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について**』を決定（改定）し、地域計画に基づく取組に対して**関係府省庁所管の交付金・補助金による支援**が行われています（資料 9（126 頁）参照）。支援の具体的な事例については、活用事例（135 頁以降）を参照してください。

○また、内閣官房国土強靱化推進室は、各地方公共団体において地域計画に基づく施策が計画的・効果的に推進され、PDCA サイクルを通じた取組の見直しが適切に行われるよう、常にフォローアップを行い、関係府省庁の協力を得つつ、必要な支援を行っております。

〔参考〕策定済団体の事例

- 強靱化に係る施策の推進
避難施設建設事業を実施することになった／ハード部門とソフト部門によるプロジェクトチームを創設した／各部局が防災・減災対策を取り入れるようになった／施策の総合的な進捗管理及び推進が可能となった、など
- 優先順位の明確化
施策（事業）の重点化が図れた／議会等に必要性を説明しやすくなった、など
- 他機関との連携強化
県と市による合同ワーキンググループが立ち上がった／これまで個別に計画推進がされていた国の事業についても、地域計画において統一的に位置付けたことで

他の行政機関と一体的な推進が可能となった、など

平成 28 年度「国土強靱化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

(3) メリット 3 地域の持続的な成長

強靱化の推進は地域の災害対応力を高めるため、住民や民間事業者に向けた安心・安全のアピールも期待できます。強靱化で地域を成長させるという発想も重要です。

○地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長も促すものです。さらに、地域計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。

○強靱化と地域活性化が連動し、相乗効果を上げることが期待されています。詳細と、地域計画と地方創生の関係については後述します（34 頁参照）。

○独自の施策分野として「地域振興」や「若者定住」などを掲げ、強靱化の取組と地域活性化の取組を併せて推進する市町村もあります（62 頁参照）。

○強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、地域住民や地域に展開する民間事業者にとっても有益となります。地域計画を策定した暁には、地域の内外へアピールしていくことも地域の成長にとって重要です。

〔参考〕策定済団体担当者の声

—地域産業のためにも強靱化を推進します—

「当市は農業生産額で県内 1 位、全国でも 5 位以内に入っています。そんな当市の農産物の販売先は主に首都圏です。当市に災害が起こったときはもちろん、首都圏に起こったときにも、当市からの農産物が滞りなく首都圏へ運ばれることが期待されていると思っています。そのため、輸送路の確保や津波避難道の整備など、有事の際にも交通網が維持されることを重点施策として実施していきます。それが消費者からの信頼につながり、地域産業の興隆にもつながると思っています。」

3. 国土強靱化地域計画の策定にあたって

ここでは、地域計画の策定にあたって基本的な項目（定める事項、策定主体、計画の対象とする区域と取組）について説明します。

(1) 定める事項

国の基本計画との調和を保ちつつ、地域特性を十分考慮することが望まれます。

○基本法においては、地域計画で定める事項について具体的に定められてはいません。

○しかしながら、I 2 (1) (11 頁参照) で述べたように、国の基本計画については、基本法第十条第二項において、対象とする施策分野、国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるものとされています。

○そこで、国の基本計画との調和が保たれるべき地域計画においては、地域における国土強靱化を推進する上で対象とする施策分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めることが考えられます。

なお、国の**基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域計画にいかなる事項をどの程度定めるのかについては**、例えば、施策分野にとどまらず、個別の事業についても具体的に定めるなど、**地域特性を十分に踏まえ、策定主体が創意工夫を講じることが重要**です。

(2) 策定主体

策定主体は、都道府県及び市町村です。複数の地方公共団体が共同で策定することも可能です。

○**地域計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定**します（基本法第十三条）。
なお、東京都特別区の各区も策定主体となります。

○南海トラフ巨大地震のように非常に広範囲に、あるいは、水害のように河川の上流の降雨により下流域に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を活用したり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域計画の検討に反映したりする等、**国の地方支分部局や関係する地方公共団体と相談、連携等を図る**ことが有用です。

○地域の状況等を踏まえ、複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村が共同で一つの地域計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することができます。

その際、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となって、ブロック内の市町村とともに地域計画の内容を検討するなど、市町村の地域計画の策定を支援することも考えられます。

○複数の地方公共団体が共同で一つの地域計画を策定する際は、その記載内容がすべての地方公共団体に共通する場合と、一部の地方公共団体に適用される場合があると考えられるため、どの記述がどの地方公共団体に関係するか明確に区分する必要があります。

(3) 計画の対象区域と取組

地域計画の対象区域は原則として当該地方公共団体の区域ですが、区域外との連携・協力もあり得ます。同様に、対象となる取組も他主体の取組との連携・協力があり得ます。そこで、これらの連携・協力を地域計画に明記することも可能です。

○地域計画は、策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域における住民や来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図るものであり、この意味において、**地域計画の対象とする区域は、原則、当該地方公共団体の区域が基本**となります。

○一方、以下のようなケースでは、**当該地方公共団体の区域外も視野に入れて地域計画を策定することがあり得る**と考えられます。

ケース 1 策定主体の行政機能のバックアップなど、重要な機能を、当該策定主体以外の区域に設ける

ケース 2 策定主体の区域と、当該策定主体以外の区域を一体的に整備する必要のあるインフラの取組を推進する

ケース 3 策定主体の区域を超えて事業活動を行っている大規模民間事業者の事業継続や策定主体の区域を越える大量の通勤・通学者の安全対策等に関する対策を行う

ケース 4 策定主体の区域外で発生する災害（津波、火山噴火災害等）に起因する広域的な交通・物流ネットワークの途絶や食料・エネルギーの途絶などによる、策定主体の区域内における産業活動や住民生活への影響の低減に向けた対策を行う

○また、このようなケースにおいては、**関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域計画を策定する必要があります**。

○地域の強靱化は、地方公共団体のみによって成し得るものではないことから、地域計画においては、地方公共団体の取組だけでなく、**住民、経済団体、民間事業者、他の地方公共団体、国等の関係者との連携・協力による取組についても取り入れる必要**があります。

4. 他の計画との関係

ここでは、地域計画と他の計画（総合計画等、地域防災計画、地方創生（地方版総合戦略）、インフラ長寿命化基本計画及び行動計画）との関係について説明します。

(1) 総合計画等との関係

地域計画と行政全般に関わる既存の総合的な計画（総合計画等）はともに指針性を有する点で共通するため、その位置付けについて各地方公共団体で工夫があります。

① 総合計画等との関係

○地域計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、地方公共団体において、**総合計画等や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域計画を策定**していくのが効率的・合理的です。

○地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なりますが、**どのような位置付けであっても、地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。

○そのため、地域計画策定後においては、地域計画を指針として、強靱化の観点から既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

○なお、地方公共団体の国土強靱化への取組の足掛かりとして、総合計画等に地域計画を策定する旨を位置付けている地方公共団体もあります。

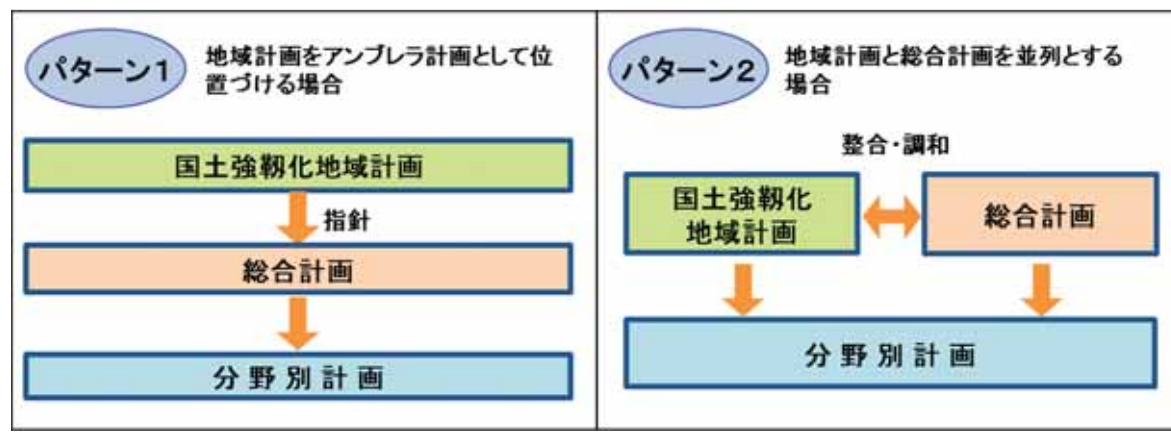
〔参考〕策定済団体の事例

- 地域計画を国の基本計画と同様に、いわゆるアンブレラ計画として位置付け策定した例があります。
- また、地域計画を総合計画と整合・調和を図り策定した上で、各分野別計画に対して、地域計画と総合計画を並列の上位計画とした例もあります。

具体的には、地域計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」と位置付け、地域計画に「国土強靱化地域計画は、各分野別計画

の強靱化に関する部分の指針」と明記しました。整理すると、以下のようなパターンとなります（パターン1は千葉県旭市、パターン2は新潟県新潟市）。

（イメージ図）



② 総合計画等との同時策定や一体的な策定

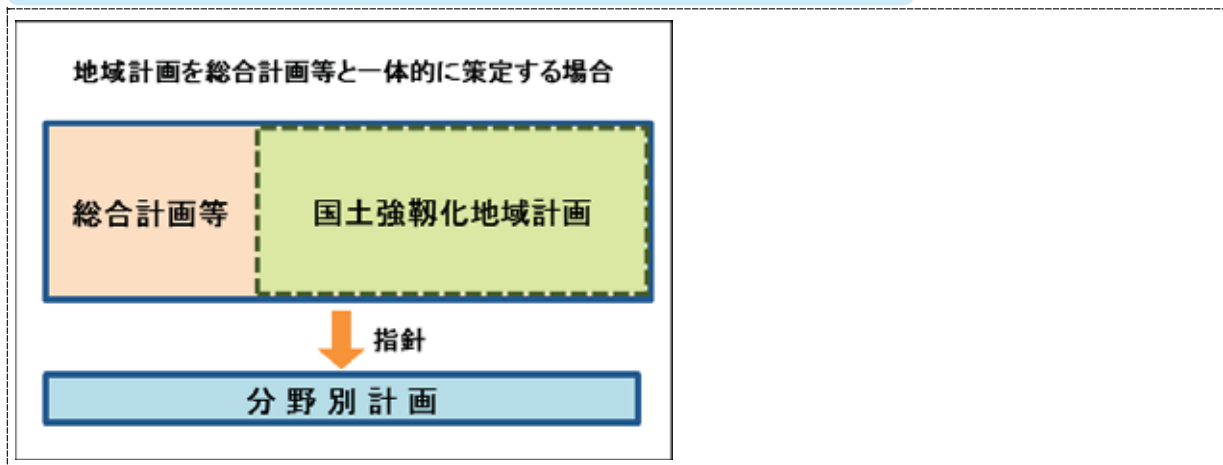
○総合計画等と地域計画は、どちらも指針性を有し、分野ごとの施策を示し、施策の進捗を管理していくなど親和性があります。従って、同時に策定、又は一体的に策定することで以下のようなメリットが考えられます。

- ・ 共通の指針性を持たせることができる
同じ地域において指針性を持つ両計画を、同じ方向を向くように策定できる
- ・ 進捗管理（KPI の確認）が同時にできる
施策の進捗管理や KPI の管理も、総合計画等と同時に行うと効率的・効果的である

○総合計画等が既に策定されている場合は、次期の総合計画等策定のタイミングと地域計画の計画期間を合わせ、将来的に同時策定や一体的に策定していくことも可能です。

○総合計画等と一体的に策定する場合、特に基本法第十三条の規定により「国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、**基本法第十三条の地域計画であることを明らかにすることが必要**と考えられます。

〔参考〕 総合計画等と一体的に策定する場合のイメージ



(2) 地域防災計画等との関係

「強靱化」と「防災」の違いについては前述（9 頁）の通りですが、地域計画と地域防災計画の違いについてここで説明します。

○**地域計画は**、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく**地域防災計画に対しても指針**となります。従って、地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

○地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

① 検討のアプローチ

- ・国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、**地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点**から検討する

② 対象とするフェーズ

- ・**発災前における（＝平時の）施策を対象**とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

- ・あらゆるリスクを想定しながら「**リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）**」を明らかにする
- ・**目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価**を行った上で、これに基づき対策を検討する。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものである

④ 重点化と進捗管理

- ・**施策の重点化・優先順位付け**を行い、**進捗管理**を適切に実施できるようにする。なお、**個別の事業を記載した場合は、事業についても同様である**

○既存の地域防災計画が、既に、国土強靱化の指針性、脆弱性の評価等を有している場合、それらを、必要に応じて、地域計画の策定に活用してください。

○また、防災基本計画において求められている、地方公共団体の業務継続計画策定等による業務継続性の確保は、国土強靱化の観点からも重要な取組です。必要に応じて業務継続計画を地域計画の策定に活用してください。

○「地震・津波対策アクションプログラム」等、防災、減災に関する計画等を定めている場合は、必要に応じて地域計画の策定に活用してください。

〔参考〕策定済団体の事例

- 地域計画と地域防災計画との関係について、策定済、策定中の地方公共団体から、次のような例が示されています。
 - ・ 施策の範囲に関し、地域防災計画には防災対策を盛り込み、検討中の地域計画においては、防災の他、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の総合的な対策を盛り込むこととしている。
 - ・ 地域計画については、発災前における（平時の）施策を記載するとともに、発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとしての位置付けとしている。
 - ・ 想定するリスクに関し、検討中の地域計画においては、バックアップの観点から当該地方公共団体区域外の大規模自然災害についても対象としている。
 - ・ 地域計画は、施策の重点化、目標設定を行い、進捗管理を実施することとしているが、地域防災計画の場合は、災害対応や情勢変化等を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを実施することとしている。
- 地域防災計画そのものではありませんが、地域防災計画の実施計画を地域計画と同一の年度に策定する予定であること、また具体的な数値目標の設定等に係る検討の進め方等が両方の計画において概ね同様であることを理由に、地域防災計画の実施計画に盛り込むべき内容と調和を保ちながら、地域計画の策定に向けた検討を進めた例があります。

(3) 地方創生（地方版総合戦略）との関係

多くの地方公共団体で地方創生に取り組まれていることと思います。ここでは、地域強靱化と地方創生の関係等について説明します。

○地域の強靱化は、**大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進**をもたらし、地域の**持続的な成長**を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものです。すなわち、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムの確保は、災害等から住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・地方公共団体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであると捉えることが可能であり、中長期的に持続可能な地域の成長を後押しするものでもあると考えられます。

○こうした観点から、**地域の強靱化を進めることは、地域の活性化に結びつくもの**であるといえ、この点を十分に意識して、**地域強靱化と地方創生が連携して取り組むべき方向性**を見定めつつ、**地域の強靱化に向けた取組を進めることが肝要**です。

○なお、国では、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」の下に設置された「地域活性化連携ワーキンググループ」において、国土強靱化と地域活性化の連携についての基本的考え方等に関して討議が行われ、平成 27 年 3 月、「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」が同懇談会の提言としてとりまとめられました。

○当該提言では、基本的な考え方として、国土強靱化の取組と地域活性化の取組は、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという点で同じであり、地域の強靱化の取組の効果を同時に地域活性化に結び付けることが必要である、と記載されています。そのためには、（１）東京一極集中からの脱却、（２）地域での担い手確保と地域コミュニティの役割、（３）産業の創出、活性化と技術開発～国土強靱化は成長戦略そのもの～、の 3 つの柱で連携の取組を推進する必要がある、と記載されています。併せて、地域における国土強靱化の取組を検討する際に参考となるよう、国土強靱化と地域活性化の連携の具体的内容について、災害時と平時に期待される効果を整理した連携事例集がまとめられました。

○地域計画を策定する際には、**国土強靱化と地方創生を効率的・効果的に連携させるよう**、当該提言や連携事例集等を踏まえ、**地域における災害時と平時の課題を同時に解決する「一石二鳥」の発想を持つ**ことが大切です。このため、連携の取組の検討に当たっては、当該事例を参考にしつつ、災害時と平時の両方の視点から効果を検討し、連携の効果の高い取組を地域計画に盛り込み、国土強靱化、地方創生双方の取組を調和しながら推進することが重要です。

○なお、地方創生と国土強靱化が相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と地域計画が、調和しながら策定されることが効果的である旨について、平成 27 年 7 月 7 日付事務連絡（国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について）にて各都道府県及び市町村に情報提供しています。

※「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」及び「国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について（事務連絡）」は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

（「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/index.html>

「国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について（事務連絡）」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/h27_jimurenraku.pdf）

〔参考〕策定済団体の実例

- ある都道府県では、地域計画策定のための脆弱性評価の総括として、各種推計で人口減少が予測されていることから「このまま少子化対策を打たなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は県土の脆弱性を加速させる要因となる。『県内から消滅可能性都市をゼロに』を目指す元気づくり総合戦略と国土強靱化地域計画が調和した計画となり、相乗効果を発揮することが不可欠である。」としている例もあります。
- 地域計画の中に「今後のまちづくり」という章立てを行い、その中で、「国土強靱化」と「地方創生」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開する旨を述べている例もあります。

(4) インフラ長寿命化基本計画（公共施設等総合管理計画）との関係

地域計画でも老朽化対策は注力すべき分野の一つです。ここではインフラ長寿命化計画との関係について説明します。

- 老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：H25. 11. 29 決定）に基づき、地方公共団体は「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」は、この「行動計画」に該当するものです。
- 国土強靱化は大規模な自然災害等を対象とした取組であるため、地域計画の策定に係る脆弱性の評価においては、インフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは必ずしも前提としていませんが、**地域計画（脆弱性の評価を含む）及びインフラ長寿命化の行動計画（老朽化に関する点検・評価を含む）の策定及び推進にあたっては、相互に連携して整合性を持ちながら進めることが、効率的・合理的です。**その際、既存の公共施設や公的不動産の集約・用途転換など、公的ストックを有効活用しながら取り組む必要があります。

〔参考〕国の基本計画における取扱い

- 国の基本計画においては、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき8つの目標を前提に、45 の『起きてはならない最悪の事態』を設定し、それぞれの事態に対する現状の総合的な評価を行った上で、12 の個別施策分野ごと、3 の横断的分野ごとの脆弱性評価を行い、推進方針をとりまとめました。
- この際、インフラ等の老朽化対策については、プログラム・個別施策分野の施策を推進する上で横断的に関わるものであることから、横断的分野の一つとして老朽化対策分野を設定し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて推進方針をとりまとめました。

Ⅲ 策定手順とそれぞれの策定手法等

ここでは、国土強靱化地域計画の策定手順と策定手法について説明します。まず「1. 策定体制の構築」について説明し、次に「2. 策定の基本的な進め方」を説明します。2. で説明する進め方の具体例を「3. 策定手順の具体例」に示しますので、2. と3. は一体としてご活用ください。そして、それ以外の策定手法を「4. その他の策定手法」で紹介し、最後に「5. その他留意すべき事項」を記載します。

1. 策定体制の構築

具体的な策定に入る前に、どのような体制で策定を進めるかを検討します。策定にかかわる主体を選定する重要な手順です。

(1) 地方公共団体内に体制を創る

地方公共団体内での担当部局を決め、また庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整えます。

○国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりです。そのため、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがる**ことが想定されます。

○このため、地域計画の策定にあたり、特に初めの場合は、**地方公共団体内に、強靱化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下「担当部局」という）を定める必要があります（強靱化の観点から組織の見直しができれば、より有効です）。

担当部局については、地方公共団体内の組織体制や地域計画の性格をどのように捉えるかにより定まるものであり、首長等のリーダーシップにより担当部局を決定した地方公共団体も見られます。

当該地方公共団体の行政全般に関わる総合的な計画の策定等を所管する**企画担当の部局が担う場合**のほか、**防災担当部局が担う場合**が多く見受けられました。企画担当の部局内に国土強靱化を所掌する組織を新たに設置した地方公共団体もあります。一方で、危機管理、企画、都市建設等の複数の部局が分担、連携しつつ、担当部局を担う例も見られます。

○次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靱化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局、消防、教育委員会等）を強靱化を担う庁内部局として定め、**それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築**します。

○そのため、担当部局は、**地域における国土強靱化の推進の必要性・重要性や、国等における国土強靱化の推進に係る動き等について、庁内職員の十分な認識、理解を得る**よう努めることも必要です。

○なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域計画策定の過程、とりわけリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し、適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靱化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。

○『国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集』に、事例について、コンパクトにまとめています。

○策定体制の構築に当たって、地方公共団体内で国土強靱化の理解を深めるために内閣官房職員の研修会等への講師派遣（出前講座）を利用することも可能です。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf)

〔参考〕策定済団体の事例

山梨県山梨市	【担当部局】総務課
	【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を新設 (トップ) 理事室 理事 (メンバー) 課長補佐、主幹級の担当リーダー22人で構成
長野県東御市	【担当部局】総務部企画財政課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を新設 (トップ) 副市長 (メンバー) 総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、市民病院事務長

〔参考〕策定済団体担当者の声

—策定過程で生まれた庁内の交流—

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要です。策定にあたって、庁内が一つにまとまることができるのか、少し不安でした。そこでまず、各部局の課長などが集まる連絡会議を発足させました。連絡会議の事務局は、政策地域部政策推進室に置き、会議を全部で 10 回程度実施しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組める雰囲気になりましたね。いつもは他部局の施策にはそれほど関心を持たないのが正直なところなのですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他の部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定が終わるころには、随分お互いの部局への理解も進んだと思います。」

—集まって、戻って話して意識が浸透—

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中での会議でしたが、毎回 20 名ほどが集まって、『強靱化』という共通の目的に向けて、部課を超えた話し合いができたと思います。年間で全 5 回、約 2 か月に一度のペースで開催しました。

副課長たちが、庁内推進会議での内容を各部局へ持ち帰って協議し、またその結果を庁内推進会議に持ち寄るというサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識づけが広がったと感じます。」

(2) 強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力

強靱化の効果的な推進のためには、多様な主体との連携・協力が欠かせません。適切な会議体や意見交換会を活用して多様な主体の参画を促します。

○国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**自団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めることが一般的**です。

○このため、維持・早期回復が必要な（＝強靱化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、都道府県においては自団体内の市町村、隣接する他の地方公共団体、市町村においては包括する都道府県、国の地方支分部局など、強靱化を連携・協力しながら推進すべき主要な主体を決めます。**

○地域計画は、上記の主体が緊密に連携して策定する体制を構築することが重要です。

○都道府県が、都道府県内の市町村に対し自団体の地域計画（案や策定途中情報も含む）について説明等を行うことは、都道府県と同様のリスクが想定される市町村の当該計画の策定を推進するとともに、都道府県内の市町村の地域強靱化に対する理解を深める観点から有効であると考えられます。実際に複数の都道府県において、内閣官房の出前講座も活用し市町村向け説明会が実施されています。

○一方、市町村が地域計画の策定を進めるに当たり、適宜、策定方針やスケジュール、検討中の計画案の内容等について、当該市町村を包括する都道府県に対し説明等を行うことや、会議体の構成員として当該都道府県の参画を求めることは、同様に有益です。

○また、国の地方支分部局との連携・協力も地域計画の実効性を高める観点等から有益です。

○国の基本計画においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域計画においては、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。

〔参考〕策定済団体の実例より

連携の方法	参画する主体
外部有識者会議の設置	学識経験者
	国
	関係府省庁の地方支分部局
	内閣官房国土強靱化推進室
	放送事業者・新聞社
	地元経済団体
書面による意見聴取	福祉・医療等の関係団体
	民間事業者（ライフライン事業者（鉄道、情報通信、電力・ガス等）、放送事業者・新聞社、地元経済団体、福祉・医療等の関係団体等）
意見交換会の実施	
定例会議の活用	周辺市町村（情報共有を行うため）
※ 策定済団体による多様な主体との連携・協力を整理すると、概ね上記のような主体と連携方法が共通項的に確認できます。地域の実情に合わせて様々な主体との連携・協力を模索することが重要です。	

〔参考〕策定済団体担当者の声

—民間にも強靱化の動き—

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体のほうでも自分たちは何ができるか？と考える動きが生まれてきました。たとえば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP 策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

(3) 住民の参加と専門家による知見の活用

強靱化では自助・共助・公助の組み合わせ（14 頁参照）が重要であることから、住民の参加を得ることはとても大切です。また、専門家による知見の活用も考えられます。それぞれ地域の実情に合わせた方法の検討が必要です。

○住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、強靱化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて、**住民の参加を得て検討を進めることが有効**です。

○計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

- ・町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する
- ・住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域に存在するリスクを抽出する
- ・住民や自治会等にアンケートを実施する

等地域の実情に合った多様な方法が考えられます（ワークショップの実施について後述 74 頁参照）。

○また、専門家による知見を活用することにより、客観性の確保に努めるとともに、地域計画の内容を充実させることも可能になると考えられます。その際、地域で活動する企業、特に情報通信や物流など、脆弱性をカバーすることが可能な情報やノウハウ等を持っている可能性がある企業の担当者等にも専門家として参加を得ることも有効と考えられます。

○このため、(2)で述べた多様な主体や、住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが効果的であると考えられます。

〔参考〕策定済団体の実例

- 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置（38 頁参照）したほか、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画

「検討委員会」を設置しました。構成メンバーは以下の通りです。

座長	山梨大学大学院 教授
委員	明治大学 危機管理研究センター 特任教授 山梨市消防団 団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房 国土強靱化推進室 企画官 山梨県 峡東建設事務所 所長

- 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を頂きました。構成メンバーは以下の通りです。

トップ	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

〔参考〕策定済団体担当者の声

—まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透—

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見が出されました。〇〇地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだと思う、などといった声が上がりました。それらの声を地域計画の中に取り入れたので、結果として庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。また、ワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

最近、まちづくり協議会を各地区で立ち上げていて、ここが主体となって懇親会を開催しています。その懇親会では、もちろん全然関係ないことを話す会もあるのですが、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地元の強靱化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、共に地域の強靱化を進めていきたいですね。」

(4) 国土強靱化地域計画に関する手続き

地域計画策定の際の手続きについては特に決められていませんが、策定の様々な段階で住民等に対して、周知や意見交換の機会を設けるようにすると協力も得やすくなります。

○地域計画を定める際の手続きに関しては、基本法に規定はありませんが、地域計画は、住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものです。そのため、**地域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう、計画の最終案のみならず、策定に向けた取組について、自団体の総合計画等の例を参考に、できる限りオープンな形で策定することが大切です。**

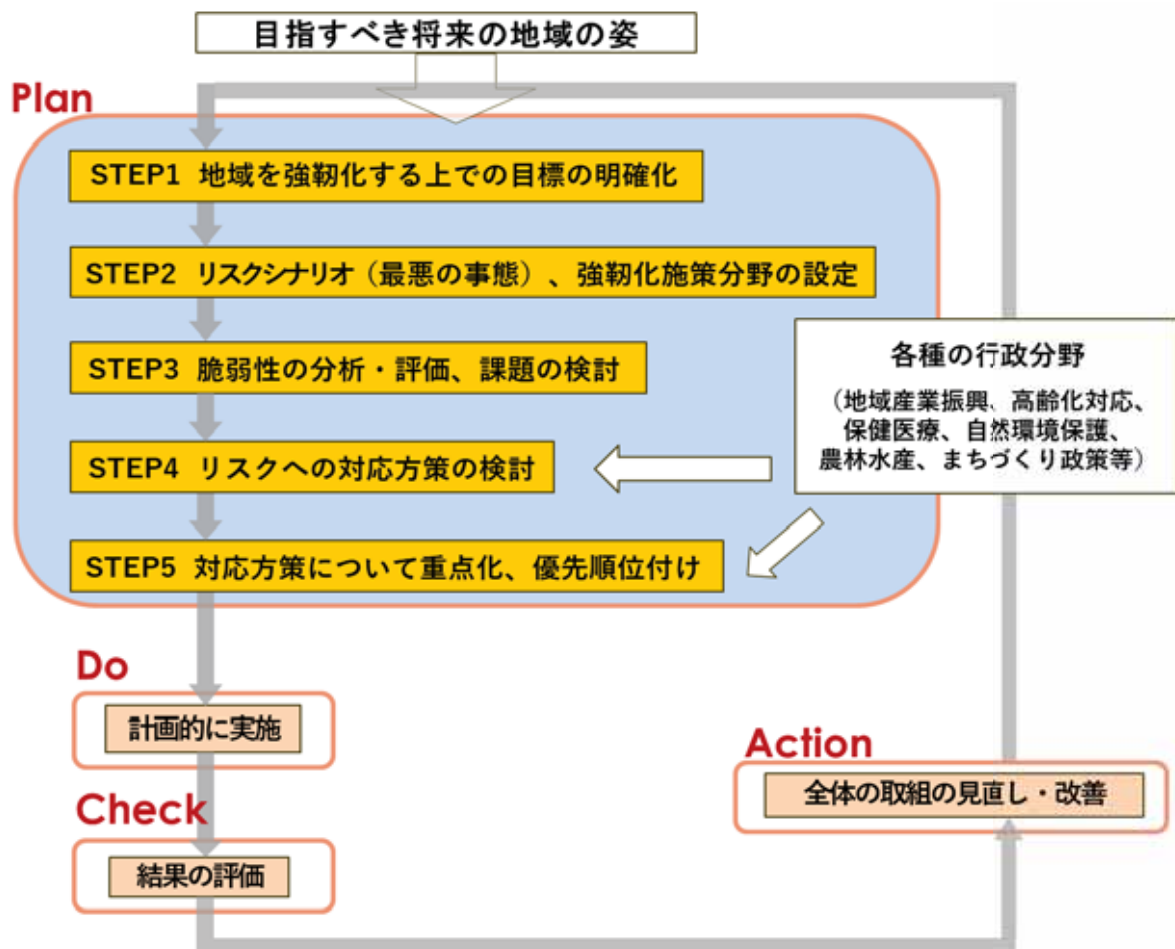
〔参考〕策定済団体の事例

静岡県掛川市	・ 防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等からもご意見を頂いた ・ 市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画(案)の報告、説明を行った
東京都荒川区	・ 地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年3回程度）の場を活用して、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討した ・ 東京都及び国土強靱化推進室と個別協議等を実施した ・ 「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を行った ・ パブリックコメントを実施した ・ 地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付した

2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方

既述の通り、強靱化は、PDCA サイクルを繰り返して、取組を推進します。ここでは、下記図の「Plan」について、STEP1～STEP5 のプロセスに沿って説明します。

なお、検討の全体の流れをご理解いただくために、標準的と思われる手順を紹介します。実際には、策定主体により、多様な手順があるものとお考えください。理解を助けるために、必要に応じて次項「3. 策定手順の具体例」（58 頁以降）を参照してください。



(1) 目指すべき将来の地域の姿の想定

各 STEP に入る前に、まず「目指すべき将来の地域の姿」を考えます。すべての STEP はこれを念頭に進める必要があります。

○STEP1～STEP5 の各プロセスにおいて、地域の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に置き、検討を進めることが肝要です。

「目指すべき将来の地域の姿」の実現が、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めていくという視点です。

具体的な進め方としては、まずは（STEP1 の前に）、地域の強靱化を通じて「目指すべき将来の地域の姿」を想定し、それを念頭に各ステップの検討を行い、必要に応じその姿を修正しながら検討を行ってみます。

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

強靱化を推進する上で最も重要な「目標」を定めます。国の基本計画では4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定しています。また、計画期間については、期間設定は行わず概ね5年ごとに見直しと定めています（具体例は59頁参照）。

① 基本目標の設定

○都道府県においては国の目標（国の目標について後述 59 頁参照）、市町村においては都道府県や国の目標が参考になると考えられます。

② 事前に備えるべき目標の設定

○国で定めた8つの事前に備えるべき目標（後述 59 頁参照）及び市町村においては都道府県の定めた目標を参考に、自団体の地域特性を踏まえて設定します。

③ 計画期間の設定

○目標の設定と併せて、**地域計画の計画期間**については、国の基本計画（期間設定は行わず概ね5年ごとに見直し）及び市町村においては都道府県の地域計画の計画期間との調和に留意しつつ、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して、適切に設定します。

○地域計画は、その理念から考えると、計画期間が限定されず将来にわたりずっと継続する普遍的計画であるべきともいえます。一方で、地域を取り巻く環境変化に合わせて見直しをする必要があるため、また、PDCA を効果的に実施するためにも見直しのための期限を区切ることが現実的と考えられます。

(3) STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手順によりリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定していきます（具体例は 62 頁参照）。なお、国の基本計画ではリスクシナリオを「起きてはならない最悪の事態」としています。

① 自然災害の想定

○自然災害の想定として、

- ・国の基本計画と同様に**大規模自然災害全般を対象とする方法**
- ・その**地域の特性に応じた自然災害を特定する方法**

の 2 つが考えられます。地域の特性に応じて想定する場合は、過去の災害を参考に検討する方法や、将来の発生予測を基に検討する方法が考えられます。なお、自地域には、大きな地震は起こらないといった思い込みには注意が必要と思われます。

○最も切迫している災害を先行し、その他については追って拡充する等、段階的に**地域計画を策定すること**も考えられます。

自然災害を特定する際には、自団体の地域防災計画、市町村の場合は都道府県の地域計画（策定が進んでいる場合も含む）が参考になります。

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

○国の基本計画の 45 の起きてはならない最悪の事態（資料 5（106 頁）参照）、及び市町村においては、包括する**都道府県のリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）**を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定します。

○リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）について、適切な説明を加えることで具体性が増し、STEP3 以後の検討や、住民等の理解の促進に有用と考えられます（具体例として 63 頁参照）。

○上記の②リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定は、①で想定した自然災害から派生する直接的な被害に必ずしも縛られることなく**想定外の事態をなくす想像力が重要となります。原因が何かではなく、どのような事態になると最悪かを想定することになります。**そしてリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に応じて、想定する自然災害を見直す、STEP1 の目標も見直すという柔軟性が必要です。

③ 施策分野の設定

○②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、**地域の状況に応じて施策分野を設定**します。その際、国の基本計画（12 の個別施策分野と 3 の横断的分野、62 頁参照）や、市町村においては都道府県の地域計画（策定が進んでいる場合も含む）の施策分野、また、**自団体が行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等が参考になる**と思われます。

なお、施策分野の設定には、担当部局を明確にするという視点もあります。

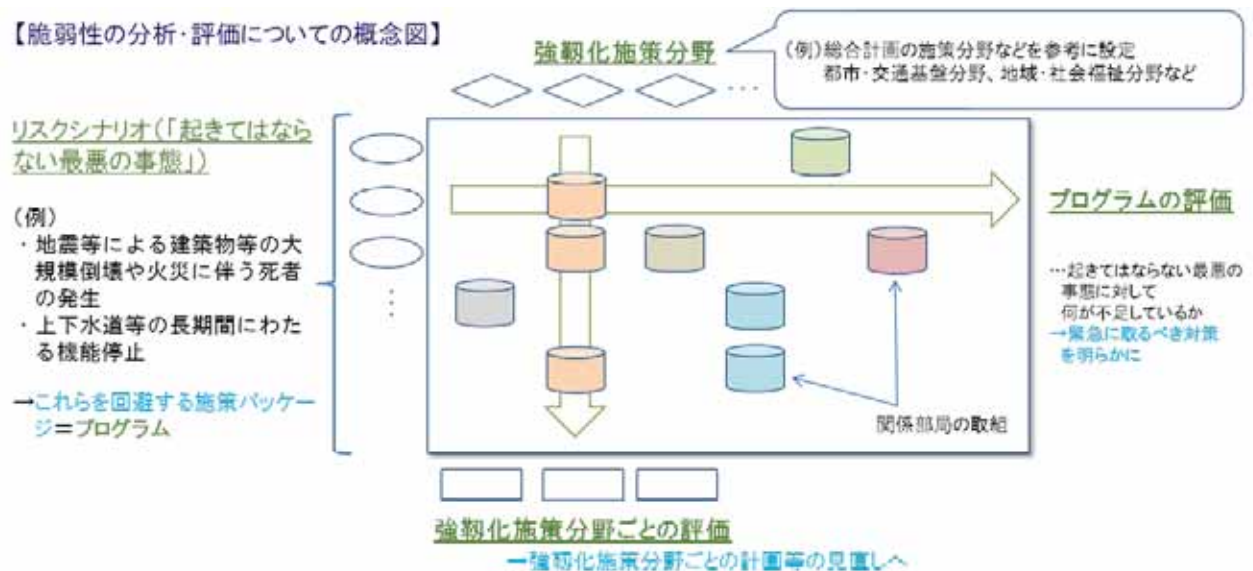
○また、個別施策分野に加えて、部局横断的な取組などを横断的分野として設定することも重要です。

○国土強靱化は長期的視点に立った国づくり、地域づくりを主眼にする点で、従来の防災対策とは異なっています。そのための長期的な施策も横断的分野（国の場合は「研究・開発」や「老朽化対策」など）に設定し、将来にわたって取り組む予定である施策等を意識づけしていくことも地域計画の大きな役割です。

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進める上でその前提となる、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する地域の弱点を洗い出すという点で非常に重要なプロセスです。

【脆弱性の分析・評価についての概念図】



○ここでは、国の脆弱性評価の方法を参考に説明します。

① マトリクス¹の作成（既にある施策の整理）

○各々のプログラム²及び施策分野について国土強靱化に必要な施策を検討するために、STEP2で設定した各リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）が発生する要因³を取り除くための施策の抜けはないか、進捗が遅れている施策はないかを検討します。

¹ 数学で用いる行列のように、縦と横に複数の項目で展開して分析する手法。行と列が変わるところが要素となり、地域計画策定の際には、脆弱性評価の際に使用する手法となります。

² 「プログラム」とは、それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策の集まりを横断的に整理したもので、リスクシナリオと対応するケースが多くなっています。

³ 例えば、「大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」という「起きてはならない最悪の事態」が発生する要因：「耐震基準を満たさない建築物・施設等の存在」や「大規模火災のリスクの高い密集市街地の存在」

(マトリクスのイメージ図)

②STEP2 で設定した「施策分野」を入れる

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保険医療・福祉	エネルギー	金融
大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
	不特定多数が集まる施設の倒壊・火		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
	親多生るな					
	・に給					
大規模自然災害発生直後、救急が迅速に行われる	の長期停止					
	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生					

①左列に STEP1 で設定した「事前に備えるべき目標」、右列に STEP2 で設定した「リスクシナリオ」を入れる

③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく

○その際、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）、横軸に強靱化施策分野を配置した「マトリクス」（前頁イメージ図参照）を作成し、縦横軸の交差する各枠に既にある施策を記載していきます。

この「マトリクス」の作成により、個々のリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する施策を確認（「見える化」）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況に齟齬をきたしていないか等の分析を行う際に、極めて有効な手法であると考えられます。

○既にある施策を記載する際には、一見、強靱化とは直接関係の無いように見える従来の施策であっても、すべていずれかの要素に記載します。これは、現状は強靱化を目的としていない施策であっても、その施策を強靱化の観点から見直したとき、いずれかのリスクシナリオが発生する要因を取り除くことにつながる可能性があると考えられるからです。

○このように施策を整理したマトリクスをリスクシナリオごとに横断的に見ていくと、現時点における当該リスクシナリオに対する施策群（＝プログラム）として確認することができます。

○これによって施策群として見ていくと、リスクシナリオが発生する要因に対して不足しているところ（＝脆弱性）が浮かび上がってきます。

② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

- それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群を各部局等横断的な「プログラム」として整理し、次に、プログラムごと及び強靱化施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。その際、プログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有効です。
- 各部局においては、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために、こういった施策が可能であるのかを想定した上で、当該可能な施策の進捗の状況が目標などに比し、著しく遅れているものはないかなどの視点から脆弱性の分析・評価を行います。
- 担当部局においては、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために、各部局が実施する現状の施策に不足はないか、関係する施策間で進捗の遅れているものはないかなどの視点から、プログラムとしての脆弱性の評価を行います。また、強靱化施策分野ごとに施策群を整理し評価します。
- 脆弱性の分析・評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次の STEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。
- なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施をさまたげるものでもありません。
- 地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（82 頁参照）にご相談ください。
- また、脆弱性の分析・評価を行うに当たっては、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な観点を踏まえることが重要な場合も考えられます。その場合には、例えば市町村であれば、周辺市町村や都道府県、さらには国の関係機関との間で十分に連携・協力を図ることが必要です。

〔参考〕マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】

		強化施策分野						
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1. ...	〇〇〇〇...						
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実案	水位周知河川の指定	
		××××						
	5. ...							
		サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定	
		△△△△...						
6. ...		地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保	
		□□□□...						
		◆◆◆◆...						

②マトリクスを読む

上記のマトリクスをよく見ると、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気が付きます。この気づきのフェーズがとても重要です。

【イメージ】

		強化施策分野						
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1. ...	〇〇〇〇...						
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実案	水位周知河川の指定	
		××××						
	5. ...							
		サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定	
		△△△△...						
6. ...		地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保	
		□□□□...						
		◆◆◆◆...						

「防災教育」が含まれていない！

「防災教育」が含まれていない！

施策が全くないリスクが存在している！

民間企業のBCP策定が必要では？

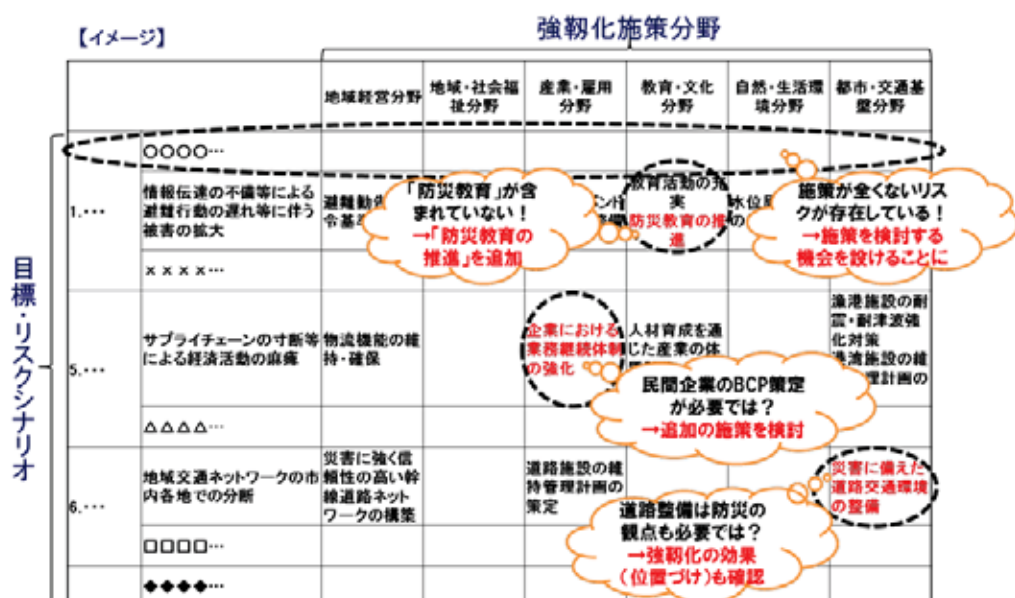
道路整備は防災の観点も必要では？

民間企業のBCP策定が必要では？

道路整備は防災の観点も必要では？

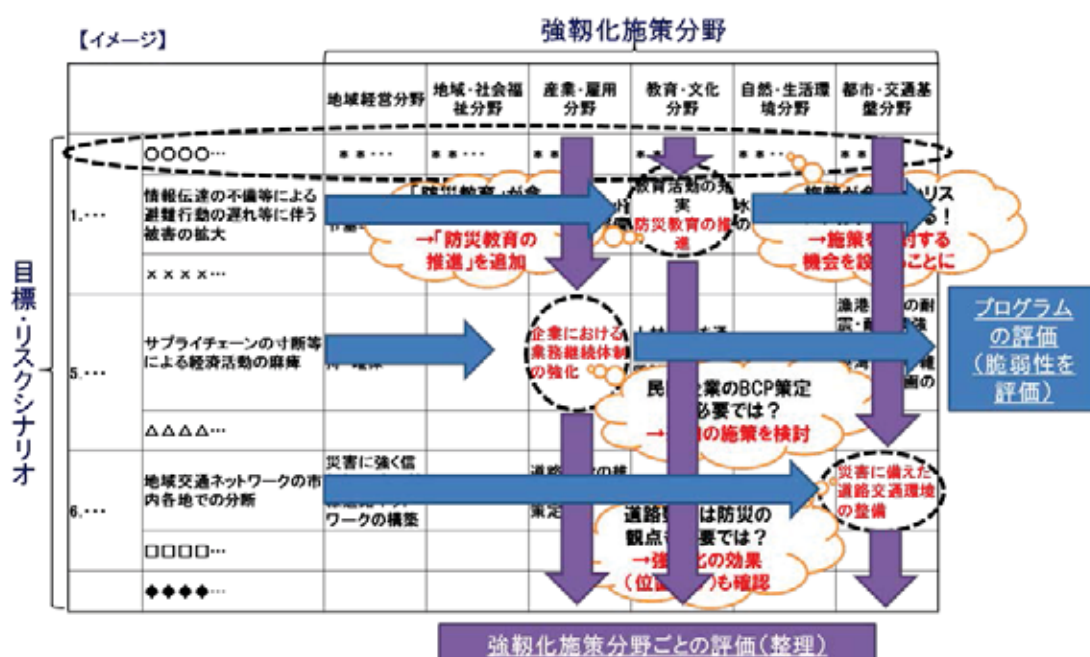
③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気づきを基に、庁内会議などで現状を確認していきます。強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども強靱化に役立つような施策、いずれの部局でも施策を実施していない要素などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。



④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとについては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。



(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性評価の結果に基づき、各リスクへの対応方策を検討します。

- 地域計画においては、**STEP3 の脆弱性の評価結果に基づき国の手法**（70 頁参照）を参考に、市町村においては都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理することとします。なお、国の基本計画では「推進方針」としています。
- また、国の基本計画においては、計画の指針としての特性を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域計画では、その国土強靱化に係る指針性を考慮したとしても、どこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**必要に応じ、地域を特定した個別の事業を記載**することもあります。
- さらに、対応方策（推進方針）として整理するに当たっては、実効性を担保するとともに責任の明確化を図る観点から、**取組主体（国、県、市、部局名等）を明記**するなど、**対外的に取組主体が分かるように**することが肝要です。
- 上記で整理した取組が、当該地域の強靱化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靱化に資するものである場合は、その旨、記載することとします。
- 対応方策（推進方針）の検討に当たっては、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な対応を理念としているため、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災の推進以外の各種の行政分野も十分勘案**することが重要です。そして、その結果を、STEP1～STEP3 の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります（この点はSTEP5においても同様です）。
- また、対応方策（推進方針）を検討する上で、当該地域の強靱化を効率的に推進する観点から、さらには想定するリスクが必ずしも地域計画の策定主体の区域内においてのみ生じるとは限らないことを考慮する必要があります。例えば、行政情報システムの共通化、標準化又は共同化のような連携策を、複数の地方公共団体の間で推進することが有用であるということが挙げられます。行政機能等のバックアップを設けるといった場合には、同時被災を避ける観点から、隣接していない地方公共団体の間で連携・協力を図ることがより効果的であると考えられます。

○さらに、対応方策（推進方針）検討の過程で、**地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分け**を行い、後者に係る取組を推進すべき**他の主体（国をはじめとする行政・民間事業者・住民）との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要**で、**地域の強靱化をスパイラルアップさせる良い機会**となります（自助・共助・公助について、14 頁参照）。

○プログラムごとの対応方策（推進方針）は、地方公共団体の部局を横断しての方向性を示すものであり、一つの部局で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの対応方策（推進方針）は、分野間に相互依存関係があります。このため、計画の実施にあたっては、現行の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有する等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

（完成イメージ）

【イメージ】		強靱化施策分野						評価	対応方策			
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野					
目標・リスクシナリオ	1.・・・	○ ○ ○ ○ ・・・	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊		脆弱性の評価	対応方策の検討		
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実 防災教育の推進	水位周知河川の指定						
		× × × × ・・・										
	5.・・・	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保	企業における業務継続体制の強化	人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定					
		△ △ △ △ ・・・										
	6.・・・	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備					
		□ □ □ □ ・・・										
		◆ ◆ ◆ ◆ ・・・										
	評価		強靱化施策分野ごとの評価									

(6) STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

対応方策について、各リスクの影響の大きさ・重要性・緊急度等から重点化と優先順位付けを行います。

○地域計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（又は施策や事業）の重点化¹・優先順位付け**を行います。その際、STEP1 で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域計画において、施策ごと又は事業ごとの対応方策（推進方針）を盛り込む場合には、個別の施策又は事業についても、地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うことが重要です。

○なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うに当たっては、上記の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮するほか、**直面するリスクが一の地方公共団体のみに限られない場合があることを踏まえ、例えば、当該場合に近隣の地方公共団体に比して著しく進捗が遅れてないかどうか、といった観点を考慮に入れる**ことも考えられます。

○重点化・優先順位付けは、説明責任の観点からも、できる限り客観的に行うことが望まれます。

(完成イメージ)

【イメージ】		強靱化施策分野							脆弱性の評価	対応方策	重点化・優先順位付け
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野				
目標・リスクシナリオ	1. ... 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大 × × × × ...	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実 防災教育の推進	水位周知関係の指定					
	3. ... サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺 △ △ △ △ ...	物流機能の維持・確保		企業における業務継続体制の強化	人材育成を通じた産業の体質強化		港湾施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定				
	5. ... 地域交通ネットワークの市内各地での分断 □ □ □ □ ...	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備				
	7. ... ◆ ◆ ◆ ◆ ...										
	評価	強靱化施策分野ごとの評価									

¹ 影響の大きさや緊急度等の観点から、今後当面重点的に取り組むべきと判断されたプログラムを明示し優先的に取り組むこと。

3. 策定手順の具体例

策定の具体的な手順について、策定済の地方公共団体の実例を示しながら説明します。ここに示す手順は一例ですので、自団体で策定する際には地域の実情に合った策定手順を検討してください。

(1) 目指すべき将来の地域の姿の想定

まず「目指すべき将来の地域の姿」を想定します。この想定によって、以後の各STEPの内容が決まります。

〔参考〕策定済団体の実例

- 下記は、各団体で想定した目指すべき将来の地域の姿の例です。総合計画等（長期ビジョンなど）に記載されている事項を参考にして検討する団体もあります。

静岡県	防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す
愛知県	・ 大規模自然災害等の巨大リスクから県民の生命・財産、地域産業を守り、本県の社会経済活動を維持 ・ 世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進 ・ 首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えるなどの国全体の強靱化に寄与
岐阜県	・ これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組を強化する ・ 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る ・ 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する ・ 自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る
新潟市	・ 足元の安心安全の強化 ・ 救援・代替機能の強化
掛川市	誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

基本目標を設定します。国の基本計画では、①「基本目標」と②「事前に備えるべき目標」を設定しています。また、③計画期間については、期間設定は行わず概ね5年で見直しとしています。

① 基本目標の設定

【国の基本計画の場合】

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

〔参考〕策定済団体の事例

- 地域計画では、国の基本計画に即して基本目標を設定している例が多くある一方、国の基本計画における基本目標を一部変更したり、独自の目標を追加して設定したりする例もあります。市町村で策定する場合は、都道府県の目標も参考になります。
- 下記は、地方公共団体が独自の目標を設定した例です。

北海道	・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する ・ 北海道の持続的成長を促進する
香川県	・ 四国の防災拠点としての機能を果たす
札幌市	・ 北海道強靱化への貢献、連携の促進 ・ 経済活動の活性化、地方創生
青森県むつ市	・ 「むつ市の孤立化」を回避すること ・ 人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
東京都荒川区	・ 災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり
名古屋市	・ 他地域や他団体との連携を強化する ・ 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する

② 事前に備えるべき目標の設定

【国の基本計画の場合】

- i 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ii 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- iii 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- v 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- vi 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- vii 制御不能な二次災害を発生させない
- viii 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

〔参考〕策定済団体の実例

- 下記は、国の基本計画の8つの事前に備えるべき目標に加えて独自の目標を設定した例です。

静岡県	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
長崎県	・ 大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する
長野県松本市	・ 観光文化都市の維持

③ 計画期間の設定

【国の基本計画の場合】

期間設定は行わず概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うとされています。また、毎年度アクションプランを策定し進捗管理を行っています。

〔参考〕策定済団体の実例

- 平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの5年間
- 平成 30（2018）年度を目標年次とする
- 総合計画等の次期策定に合わせ、平成 31（2019）年度を目標年次とする

などとした例が挙げられます。

また、アクションプランを策定して年度ごとに進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行う例もあります。

(3) STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

この STEP では、①地域計画において想定するリスク、②起きれば地域として致命的な影響が生じると考えられるリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）、③リスクシナリオを回避するために必要な強靱化施策分野を設定します。

① 自然災害の想定

【国の基本計画の場合】

○国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

〔参考〕策定済団体の実例

- まず切迫する地震災害を想定した地域計画を策定し、引き続き、翌年度に風水害等を想定した地域計画の策定(拡充)を行った地方公共団体もあります。
- 地域特性に応じた特定の自然災害を設定している例もあります。
（特定の自然災害の例）地震（巨大地震）、津波、風水害、土砂災害、液状化、火山噴火、暴風雪・雪害、渇水、林野火災（フェーン）、竜巻、複合災害

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

【国の基本計画の場合】

○①で想定した大規模自然災害等により引き起こされることが想定され、STEP1 の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる 45 の「起きてはならない最悪の事態」（資料 5（106 頁）参照）を設定

〔参考〕策定済団体の実例

- 地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）が設定された例が多くあります。以下はその一部です。

市町村	独自のリスクシナリオ(例)	設定の意図
北海道札幌市 石川県小松市 など	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生/豪雪に伴う被害の拡大（1-c）	雪の多い地域では、豪雪による被害が想定されます
三重県南伊勢町 和歌山県那智勝浦町 など	観光客等の帰宅困難者の発生（2-c）	観光客の多い地域では、帰宅困難者の対応が必要になる事態が想定されます
静岡県小山町 山梨県山梨市 など	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態（2-e）	地域の道路網の状況によっては孤立等も想定されます
愛知県名古屋市 静岡県掛川市 など	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態（8-a）	生活再建が遅れる被災者が相当規模に上ると地域経済へのダメージが大きくなり得ます
静岡県掛川市 静岡県小山町 など	企業・住民の流出等による地域活力の低下（B-1）	住民の流出は、地域にとっては大打撃となる可能性があります

※国の 45 のリスクシナリオと、策定済地方公共団体のリスクシナリオから網羅的に抽出したものを基に作成したのが「地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ」（資料 6（108 頁）参照）です。この中から自団体に当てはまるリスクシナリオを抽出することもできます。上記の表の()内の番号は、地域独自のリスクシナリオに番号を付けたもので、資料 6 にある記載と同じです。

※上記以外に、都道府県でも独自のリスクシナリオを設定しています。その設定意図については資料 6 の表の後に掲載しています。

- リスクシナリオに説明を加えることで解釈の統一や、住民等の理解の促進を図っ

た事例もあります。

市町村	設定した リスクシナリオ	想定される発災事例とされた内容
長野県 東御市 (一部抜粋)	住民や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	・住宅密集地における大規模火災の発生 ・公共施設、商業施設等の倒壊、火災の発生 ・電柱類・ブロック塀の倒壊による人的被害の発生 ・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼の被害
	河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	・集中豪雨に伴う河川等の氾濫

③ 施策分野の設定

【国の基本計画の場合】

○②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策分野として、以下の12個別施策分野と3横断的分野を設定

〔個別施策分野〕

i 行政機能／警察・消防等、ii 住宅・都市、iii 保健医療・福祉、
iv エネルギー、v 金融、vi 情報通信、vii 産業構造、viii 交通・物流、
ix 農林水産、x 国土保全、xi 環境、xii 土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

i リスクコミュニケーション¹、ii 老朽化対策、iii 研究開発

〔参考〕策定済団体の実例

- 国の基本計画の施策分野の統合等や国の基本計画の施策分野にはない分野を独自に設定した地方公共団体もあります。
（独自の施策分野の例）少子高齢化、地域振興、産学官民・広域連携、若者定住、安全安心、教育文化、耐震化、防災危機管理
- 総合計画等の施策分野を参考に、地域計画の施策分野を設定することもできます。その際、「横断的分野」について同様のものが総合計画等になれば、追加することもできます。下記は特徴的な横断分野を独自に設定した例です。

市町村	独自の横断分野	主な内容
千葉県旭市	地域振興	全国でも有数の農産物の産地であることから、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持することを目標に食料供給体制の強靱化に必要な様々な施策を検討
三重県 南伊勢町	地域振興	地域コミュニティ強化に加え、地域の活性化に必要な施策や仕組みを検討していく枠組として設定
	若者定住	
東京都荒川区	荒川区民総幸福度（GAH）	区の強靱化により、不安を減らすとともに安心感を増やし、区民の幸福度を向上させるとして設定

¹ リスクにかかわる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

①縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を設けたマトリクスを作成し、②リスクシナリオごと、及び施策分野ごとに脆弱性の分析・評価を行います。

① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するための府省庁横断的な施策の束を「プログラム」として整理しました。

○この際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する要素ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめました。

〔参考〕策定済団体の実例

（マトリクスの一部の例）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野			...
		①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉	...
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化	○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策		...
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策	○避難場所等の整備	○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化	...
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化		...
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の	○消防による雨量計観測、重機・特殊			...

			死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	車両等の整備などの豪雨対策			
		1-5	情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施 ○情報通信の多重化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保		○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備	...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

〔参考〕策定済団体担当者の声

—マトリクスで他部局と情報共有—

「今までは庁内でも、他部局が何を行っているのかしっかりと把握していませんでした。しかし、国土強靱化地域計画をつくるにあたり、脆弱性評価のための情報シートを作り、それぞれがどのような施策を行っているのかを集めてマトリクスで一覧にしました。そのマトリクスを全体で共有したことによって、今までは知らなかった他部局等での取組を知る機会となりました。『他部局ではこういうことをやっているんだな』と知ることによって、『じゃあ私たちはどうしたらいいか、こういうのをやってみようかな』とも考えるようになりました。脆弱性評価がきっかけとなって、お互いに他部局と情報共有ができるようになりました。」

② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

【国の基本計画の場合】

○各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。（例えば、帰宅困難者対策と交通施設の耐災害性向上など同時に進める必要のある施策の連携や、密集市街地対策のような中長期的に取り組む必要性について記述）

※国における脆弱性の評価結果については、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/hyouka.html

○ここで、個別施策の課題分析にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定し、定量的に分析・評価に努めました。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握にあたっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに重要業績指標（KPI¹）をできる限り選定しました。

○より詳細に説明すると、12 の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、個別施策分野が横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、などの点を確認する必要があります。そのために、各プログラムの脆弱性評価を経た上で、個別施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では3つの横断的分野（リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発）ごとに脆弱性を評価しました。

¹ 重要業績指標（Key Performance Indicator）。組織の目的達成の度合いを計るのに役立つ指標のこと。

〔参考〕策定済団体の事例

徳島県	① 庁内での作業として「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するために庁内の各部局が取組を進めている施策を、5つの施策分野に分けて抽出。併せて、横断的分野についても抽出。 ② 担当部局から、県内市町村、民間事業者及び国等に対し、アンケートにより、取組を進めている施策に関する概要の提出を依頼。 ③ 担当部局において、①及び②のとりまとめを実施。 ④ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策群について、庁内各部局が、それぞれの施策について、脆弱性評価及び重要業績指標の設定を実施。 ⑤ 担当部局において、④についてのとりまとめ（評価結果の集約・精査等）を行い、その後、各部局に対して確認依頼を実施し、評価結果を確定。 ※この際、県の施策のみならず、県内市町村、民間事業者、国の施策を把握し、抽出・整理しています。
-----	---

〔参考〕策定済団体担当者の声

—やって良かった脆弱性評価。意外な盲点を発見—

「当市は、複数の市町が合併して誕生しています。脆弱性評価を行ったところ、それぞれの市や町で合併前に建設した設備が「老朽化」の時期に来ているということが改めて浮き彫りとなりました。これまでの行政計画は、どちらかというと、新たな事業を推進するものが中心だったということですかね。古いものをどうするか、という点は、先へ先へと意識が向いていると抜けてしまうのかもしれない。脆弱性評価でそこに気づいたのはとても良かったです。

また、非常時における飲料水の確保という対策はかなり進んでいたのですが、トイレや風呂に使用する生活用水という点からすると脆弱だということが明らかになりました。上水道の耐震化が平成 25 年度時点でも 9.4%しか進んでいなかったのです。これはまずいということでここも重点化することにしました。

逆に、これまで重点課題かと思っていた項目が実は、かなりしっかり対策がとられていることに気付きました。例えば、情報インフラ対策については、既に防災通信機器の設置などが進んでいることがわかったので、重点化施策からは除きました。

このように、脆弱性評価を部局横断の視点で行うことで、見過ごしていた課題がはっきりとして、共通課題として庁内全体で取り組むことができています。」

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP 3 の脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討します。

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、STEP3 のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針をとりまとめました（国では対応方策を「推進方針」としました）。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靱化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに、指針を検討し、推進方針として整理しました。このことにより、各府省庁において、国土強靱化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることになります。

〔参考〕策定済団体の実例

- 例えば、北海道の場合、STEP3 で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定しました。設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、北海道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策を、とりまとめました。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による）を設定（北海道、市町村、民間事業者、国等の各取組主体が共有する努力目標としての位置付け）しています。
- 千葉県旭市の場合、対応方策を「推進計画」として各プログラムに掲げ、プログラムごとに KPI を設定するとともに、取り組むべき主体も明示しています。ここでは、旭市独自のプログラム「食料等の安定供給の停滞」について地域計画から転載します。

5-3 食料等の安定供給の停滞

- ・ 農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。【農業者】【生産者団体】【市】
- ・ 大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するためには、東総広域

農道の整備を進めるとともに、千葉県が行う銚子連絡道路の整備を促進する。【市】

- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【市】
- ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】
- ・平時の取組から産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標（KPI）】

- ・銚子連絡道路の整備 供用延長 L=6 k m（松尾横芝 IC～横芝光 IC）（H26）
→ 早期の延伸
- ・他自治体との災害時における相互応援協定 2 団体（H25） → 10 団体（H32）

〔参考〕策定済団体担当者の声

—地域計画に施策を掲げて推進も順調—

「当自治体の地域計画にある施策の一つに、「民間企業との災害協定の締結数増」を掲げています。その甲斐あって、担当部局が順調に取組を進めていて、策定後の1年で6件の協定を新たに結ぶことができました。

例えば、ゴルフ場とは、クラブハウスに避難者や一時滞留者を受け入れる協定を結びました。クラブハウスには、食堂や入浴施設が整っていますし、ヘリポートとしての広さも十分にあります。当自治体では以前からゴルフ場との協定を進めていて、これで周辺すべてのゴルフ場と協力体制ができたことになります。また、老人福祉施設とは高齢者や要支援者のための福祉避難所としての利用について、地元のホームセンターが立ち上げた NPO 法人とはビニールシートなどの物資供給について、地元企業の一つとは救援物資と避難施設の提供について、そして段ボール製品の製造をしている企業とは段ボールでできたベッド等の提供をしていただく件について協定を結びました。最後の一つは災害時の協定ではないのですが、電柱に看板を出す権利と引き換えに、避難所の表示もしていただくという契約を結びました。これで、当自治体としては無償で避難所の表示を増やすことができます。そういう協力も進めていけたらいいなと思っています。」

(6) STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けを行います。

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました（資料 5（106 頁）参照）。

〔参考〕策定済団体の事例

- 各団体において、影響度や緊急度などの観点を設定し、重点化すべきプログラムを選定しています。

徳島県	直面するリスクを踏まえ、 ・ 「人命の保護」を最優先として、 ・ 「4つの基本目標に対する効果」、 ・ 「効率性」、 ・ 「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、 ・ 「緊急度」、 ・ 「国の基本計画との一体性」 等を考慮し、39 のプログラムにつき、13 の重点化すべきプログラムを選定
千葉県旭市	・ 「市の役割の大きさ」 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「緊急度」 の観点から、28 のプログラムのうち 10 の重点化プログラムを選定
静岡県	・ 「県の役割の大きさ」 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「緊急度」 の観点から、40 のプログラムのうち、12 の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成 25 年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム 2013』等により実施している 112 の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け
北海道	「起きてはならない最悪の事態」の重点化については、設定の際に絞込みを行ったこと等から、あらためて実施することはしない

	一方で、21 の各プログラムを構成する 60 の施策項目について、 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「施策の進捗」 ・ 「平時の効用」 ・ 「国全体の強靱化への寄与」 ・ 「市町村の意向」 等に基づき、38 の重点化すべき施策項目を設定。
岐阜県	・ 「効果の大きさ」 ・ 「緊急度・切迫度」 ・ 「施策の進捗状況」 ・ 「平時の活用」 ・ 「国全体の強靱化に対する貢献」 という視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定

4. 特徴的な策定手法

前述2. 及び3. で説明した方法は現在策定済の団体を概観した際の標準的な方法となりますが、地域計画はその策定手法においても地域独自の手法をとっていただけのものです。ここではまだ取組団体の少ない、特徴的な手法を紹介します。

(1)住民参加のワークショップを活用する手法

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）や地域で取りうる施策の検討などについて、庁内での検討のみならず、地域住民や民間組織を巻き込んでワークショップを実施してアイデアを出し合う方法も考えられ、実際にその手法で策定を進めている団体もあります。

(イメージ)



(2) 都道府県がバックアップする手法

都道府県が地域計画を策定する際に、管内の市町村が地域計画を策定する際に手助けとなるように、リスクシナリオや KPI 等を市町村での利用を想定して設定しておくという手法をとった団体もあります。

〔参考〕策定済団体の事例

● 鳥取県の場合

鳥取県では、県の強靱化達成のためには市町村との連携が不可欠であることから、県の地域計画を活用して、市町村における脆弱性評価と地域計画策定を進めることにしました。

- ・ 県全体の自然災害を網羅した県の地域計画のリスクシナリオを活用し、市町村の脆弱性評価を推進
- ・ 複数の市町村で連携して強靱化施策を検討するため、市町村の地域計画素案を県にて作成
- ・ 平成 28 年 10 月の鳥取県中部の地震や平成 29 年の大雪の検証による新たな知見に基づき、県が地域計画の見直しに併せて、市町村の地域計画の策定を支援

(市町村向け説明会の風景)



5. その他の留意すべき事項

前述のほかに、策定の際に留意すべき事項として、地域計画の名称、議会への説明について紹介します。

(1) 国土強靱化地域計画の名称

地域計画には、独自の名称を付けることが可能です。

○**地域計画の名称は、計画の顔**というべき性質を有するものです。

基本法においては、「国土強靱化地域計画」という名称が使用されていますが、当該名称を活用しなければならないというものでは必ずしもありません。また、例えば、当該名称を主題として活用するとともに、副題を付すことも考えられます。

○地域計画の名称は、**策定主体が、計画に込めた思い、メッセージ等を体現するには、いかなる名称が適当か、という観点から検討することが考えられます。**

○地域計画は、地域の住民の生命・財産等を守るための計画であり、広く住民に提示され、その理解が得られるよう、**地域計画の名称が分かりやすいか、親しみやすいか、簡潔なものかなどの点に配慮することが考えられます。**既に策定された計画では、副題でこれらの工夫をしている例があります。

○なお、いずれの名称を用いるとしても基本法第十三条に基づき策定した計画であることを計画中に明記することが適当です。

(2) 議会への説明等

地域住民への周知と事業の円滑な実施のために実施する例が多くなっています。

○1. の(4)（44 頁参照）でも述べたように、**域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう**、地域計画の策定に向けた検討の過程及びその内容を、自団体の総合計画等の例を参考に**できる限りオープンにすることが大切です。**

○とりわけ、**議会に対しては**、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、**検討内容等の報告等を、適時適切に行うことが望ましいと考えられます。**

○また、**議会においても自発的に議会常任委員会の所管事務調査として地域計画の制度を調査する例も見られます。**

〔参考〕策定済団体の事例

● 議会に対しては、ほとんどの地方公共団体が説明、報告を行い、又は行う予定です。地域計画を条例により議会の議決対象計画として位置付けた地方公共団体の例も見受けられます。	
香川県	平成 27 年 11 月議会で、香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づく議決対象となる計画として議決を得た。
青森県むつ市	平成 27 年 8 月 10 日 計画(案)の公表に先立ち、議会に対して計画内容を報告。
三重県南伊勢町	議会に対し、資料提出、内容説明を行うこととしており、議会からの意見を得た上で検討を進めている。 平成 25 年 12 月の議会において、「町長が考える『強靱な南伊勢町』とはどのような町なのか」「国土強靱化と防災計画の違いは何か」との一般質問が出され回答した。平成 26 年 6 月には、「南伊勢町地域強靱化計画策定委員会設置条例」の議決が議会にて行われている。 平成 27 年 5 月に議会全員協議会で、計画案に関して説明を実施した。 平成 27 年 10 月に計画最終案を議会全員協議会へ報告、説明を行った。

IV 計画の推進と不断の見直し等

国土強靱化地域計画の推進のためには、PDCA サイクルを繰り返すことが重要です。ここでは、Do・Check・Action に当たる過程について説明します。

1. 他の計画等の必要な見直し

地域計画の持つ指針性から、自団体の有する他の計画等について、地域計画の方向性に合わせた見直し等を実施します。

○**地域計画は国土強靱化に係る地方公共団体の他の計画等の指針**であり、他の計画等の基本的方向や施策等が、強靱化の観点からも推進されることを通じて、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることになります。

○このため、地域計画を基本として、国土強靱化に係る都道府県又は市町村の他の計画等について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正をしかるべき時期に行うことが求められます。

2. 計画の進捗管理

計画を着実に実施していくために、進捗の管理のための仕組みを導入することが必要です。具体的には、KPI の設定やアクションプランの策定などが考えられます。

(1) KPI の設定

進捗管理のために KPI（重要業績指標）を導入することは有効です。

○国土強靱化は、強靱な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるかわかりません。従って、長期的な視野をもちつつも、**分野によっては1年ごとの成果を見るという短期的な視点**も持ちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことが肝要です。

○プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます（指標の具体例について資料7（113 頁）参照）。

○地方公共団体の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、全国を単位とした数値目標等を、地方公共団体を単位として集計し直したものだけでなく、地域の特性に応じた固有の数値目標等を記載することが考えられます。また、個別事業についても、完成又は達成の目標年次について記載することも考えられます。

〔参考〕策定済団体の実例（KPI について）

- ・ 病院・社会福祉施設等の耐震化率
- ・ 避難所開設訓練実施率
- ・ 太陽光発電を設置している公共施設の数
- ・ 耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
- ・ 地籍調査の対象面積に対する進捗率

(2) アクションプラン等の策定

国で策定しているようなアクションプラン等を策定することで進捗を管理する方法もあります。

○国においては、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、国土強靱化アクションプランとしてとりまとめ、平成 26 年度から毎年度策定しています。**地方公共団体においても、地域計画を策定しただけで終わらせないようにすることが重要であり、そのツールとして国の国土強靱化アクションプランに相当する内容を地域計画の中に盛り込む、又別に地域強靱化のアクションプランとして策定することが極めて有効です。**

毎年度のアクションプランは、内閣官房のホームページ

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html)

において掲載しています。

○上記アクションプランには以下のような事項を掲載しています。

- ・プログラムごとの進捗状況（達成度・進捗を把握・評価）
- ・プログラムの推進計画（進捗状況に応じて計画を見直し）
- ・プログラム推進のための主要施策（進捗状況に応じて見直し・新規追加）

〔参考〕策定済団体の事例（アクションプラン等について）

大分県	地域計画と別にアクションプランを策定 「アクションプラン 2015」「アクションプラン 2016」
愛知県田原市	地域計画と別にアクションプランを策定 「アクションプラン第 1 次（2016～2020）」
三重県	取組結果や課題、今後の取組方向などを毎年度報告 「三重県国土強靱化地域計画実績報告書」

3. 計画の不断の見直しと段階的策定

地域計画は一定期間ごとに見直しを行う必要があります。

- 国の基本計画では、他の計画の指針という性格上、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。
- 毎年度策定する国土強靱化アクションプランについても、新たに発生した災害を踏まえた教訓を反映させて、施策やプログラムの進捗状況を把握・評価する指標及び目標の設定も不断に見直ししているところです。
- 地域計画においても、他の地域で発生した災害からの教訓を踏まえ、現行計画を見直すことは、地域の強靱化を進める上で大変重要と考えます。
- 地域計画及び地域のアクションプランについても、同様に、他の計画策定に伴う修正の反映を含め不断の見直しが必要と考えられます。むしろ、不断の見直しを前提に、とにかくまず地域計画を策定してみる、という発想も重要です。**

〔参考〕策定済団体担当者の声

—関係機関と情報交換して毎年チェック—

「国土強靱化地域計画の策定段階で、県とも連携しながら意見交換会を実施しました。この意見交換会に参加してくれたのは市の防災会議の参加者で、具体的には、ガス、電気、鉄道などのインフラ関係の企業、放送関係の企業、県の担当部局、国の出先機関などでした。これらの皆さんに意見を伺いながら地域計画を策定しました。

そして策定から1年たったので、参加者の皆さんに、現状の地域計画に追加・変更して何か盛り込みたいことはないかを伺う文書を送って意見照会しました。本当は会議を開催できればいいんでしょうけれど、なかなか難しいですから、今年は書面だけになりました。結果的には、まだ1年しか経っていないので特に追加する点などはあげられませんでした。しかし、こういったことを毎年実行して地域計画の内容をブラッシュアップしていきたいです。また、定期的に地域計画の内容を関係者に確認してもらう機会を設けることで、地域計画の取組についての共有もできると思います。庁内だけではなく、他の主体とも関係を続けて、一緒に地域の強靱化を進めていけるといいと思います。」

V 国への相談等

国土強靱化地域計画は、その策定の手続きにおいて、国の認定等を受けることが必要となるものではありませんが、連携・協力を行うと効果的です。相談窓口を設けていますので、活用してください。

○地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます。**

○このため、**国においては、下記の相談窓口を設置していますので、地方公共団体においては、地域計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡ください。**

○また、国においては、全国の地域計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域計画の策定に着手した場合や地域計画を策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡をお願いします。**

【国土強靱化に関する相談窓口】

① 地域計画の策定等に関する全般的な事項

⇒ 内閣官房国土強靱化推進室

住所：東京都千代田区永田町1－6－1（中央合同庁舎第8号館）

電話：03－6257－1775

② 地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

⇒ 各府省庁の支分部局等（一覧については資料8（118頁）参照）

○なお、地域計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置付けようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。平成29年1月に関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁による支援について」（概要については資料9（126頁）参照。詳細については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/h29_torikumishien.pdf）に対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

- ・ 地域計画について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します
- ・ 派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付します（派遣日時、会場等については、調整させていただきます）
- ・ 詳細については、
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf
をご覧ください

(開催イメージ)



VI 策定用ツール

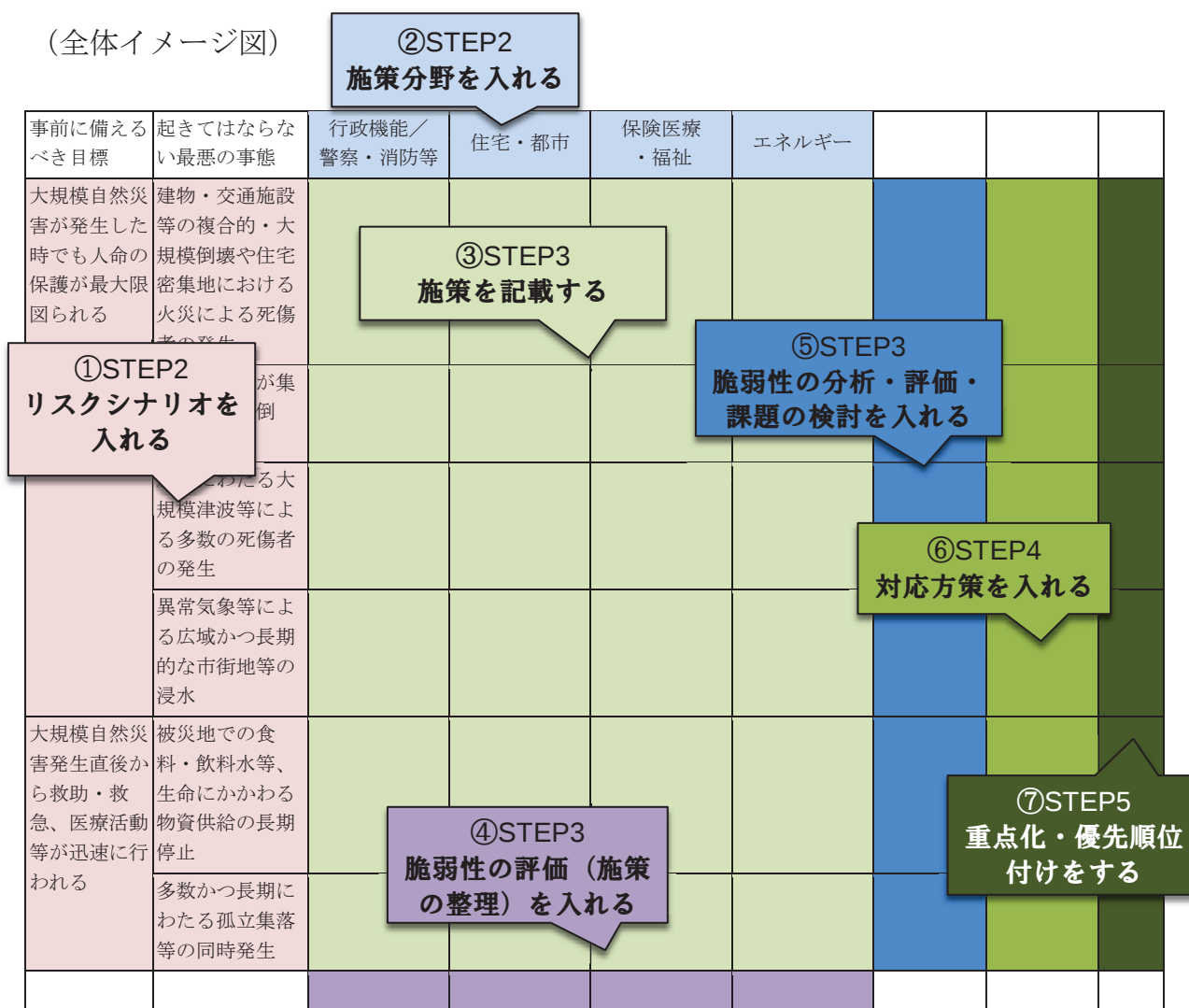
ここでは、実際に策定の STEP を進めるために活用できるツールを紹介します。これらは原則、市町村での策定を前提とします。またツールはあくまでも参考ですので、自団体向けに適宜変更してご活用ください。

なお、電話等でご連絡いただければ策定用ツールをお送りいたします。

1. 全体のイメージ

「Ⅲ 策定手順とそれぞれの策定手法」の「2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方」において、STEP1 から STEP5 まで順を追って説明した内容をイメージ図にまとめると、以下のような全体像になります。この手順に沿ってツールを紹介し

(全体イメージ図)



2. STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

(1) 自然災害の想定シート見本

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を考える際の前提となる災害の想定について整理します。市町村で想定を作成する場合は都道府県の想定が参考になりますので、左に都道府県で想定されている災害に○をつけ、その上で自団体の想定を考えます。自団体の地域防災計画も参考になります。

想定される自然災害	県等の想定	自団体の想定 (特に危惧するものに○を付ける)
大規模災害全般		
地震(巨大地震)		
津波		
風水害		
土砂災害		
液状化		
火山噴火		
暴風雪・雪害		
渇水		
林野火災(フェーン)		
竜巻		
複合災害		
その他()		

※H28 年 9 月時点策定済団体の地域計画よりリスト化したもの

※想定内容が重複する可能性があるのでよく吟味すること

(2) リスクシナリオの設定シート見本

リスクシナリオを設定します。まず、都道府県のリスクシナリオを確認して「県等のリスクシナリオ」の欄に記入し、それを参考に自団体のリスクシナリオを設定してください。各カテゴリーにある 1-a、1-b 等とある空欄は独自シナリオを設定するための欄です。独自シナリオは資料 6（108 頁）を参考にしてください。

※以下の表には、国の設定事項が記載されていますが、必要に応じて変更することも可能です。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオの例	国の基本計画における リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例)	県等の リスクシナリオ	当団体の リスクシナリオ
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	1-1	(大都市での)建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
		1-2	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
		1-3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生		
		1-4	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
		1-5	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)・風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態		
		1-6	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
		1-a	-			
		1-b	-			
		1-c	-			
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
		2-2	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
		2-3	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		2-4	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
		2-5	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足		
		2-6	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
		2-7	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
		2-a	-			
		2-b	-			
		2-c	-			

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオの例	国の基本計画における リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例)	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化		
		3-2	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		
		3-3	3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全		
		3-4	3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
		3-a	-			
		3-b	-			
		3-c	-			
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
		4-2	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態		
		4-3	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
		4-a	-			
		4-b	-			
		4-c	-			
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下により後年度にわたり取引が回復しない事態)		
		5-2	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
		5-3	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
		5-4	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響(海上輸送の機能停止)		
		5-5	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)		
		5-6	5-6	複数空港の同時被災(空路の機能停止)		
		5-7	5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
		5-8	5-8	食料等の安定供給の停滞		
		5-a	-			
		5-b	-			
		5-c	-			

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオの例	国の基本計画における リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例)	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止		
		6-2	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
		6-3	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止		
		6-4	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態		
		6-5	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶		
		6-a	-			
		6-b	-			
		6-c	-			
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	7-1	市街地での大規模火災の発生		
		7-2	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生		
		7-3	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
		7-4	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
		7-5	7-5	有害物質の大規模拡散・流出		
		7-6	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
		7-7	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
		7-a	-			
		7-b	-			
		7-c	-			
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		8-2	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		8-3	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		8-4	8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		8-5	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		8-a	-			
		8-b	-			
		8-c	-			
A		A-a	-			
		A-b	-			

(3) 施策分野の設定シート見本

リスクシナリオと同様に施策分野を設定します。独自の施策分野については【例】を参考にしてください。

#	施策分野例	国の基本計画	施策分野	県等の施策分野	当団体の施策分野
個別施策分野	(1)	(1)	行政機能／警察・消防等		
	(2)	(2)	住宅・都市		
	(3)	(3)	保健医療・福祉		
	(4)	(4)	エネルギー		
	(5)	(5)	金融		
	(6)	(6)	情報通信		
	(7)	(7)	産業構造		
	(8)	(8)	交通・物流		
	(9)	(9)	農林水産		
	(10)	(10)	国土保全		
	(11)	(11)	環境		
	(12)	(12)	土地利用(国土利用)		
	(a)	-			
	(b)	-			
	(c)	-			
【独自の個別施策分野の例】 教育・スポーツ・文化、住民避難・自主防災、消火・救急・救助、避難所の機能確保、病院体育館等の耐震化、防災危機管理、広域連携・行財政運営・協働					
横断的分野	(1)	(1)	リスクコミュニケーション		
	(2)	(2)	老朽化対策		
	(3)	(3)	研究開発		
	(a)	-			
	(b)	-			
	(c)	-			
【独自の横断的分野の例】 少子高齢化対策、地域振興、平時に活用される施策の有効活用、総幸福度(GAH)、若者定住、産学官民・広域連携、耐震化、情報共有と防災意識の向上、過疎対策、長寿命化対策					

3. STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP 3 では、マトリクスを作成した上で、脆弱性の分析・評価、課題の検討を行います。マトリクスの全体的なイメージ図については 84 頁を参照してください。

(1) 情報収集シート

マトリクスを作成するため、現在実施している施策を洗い出す目的で、各部局に情報提供の依頼をする場合は、あらかじめ情報収集のためのシートを準備し、別途趣旨説明を行うと効率的です。ここでは、2 種類のシート見本を掲載します。

① 1 施策で 1 枚のシートにまとめるバージョン

各部局で実施している施策、その具体的事業等をまとめ、マトリクスに書き換えます。

(情報収集シート)

担当課	
-----	--

1. 本シートで回答する施策について

事態を回避するための施策の名称	
施策分野(個別施策分野/横断的分野)	
事態を回避するための施策の概要	
施策の実績(現状)	
今後の課題等	

2. 上記施策の該当箇所(別に参照すべきリスクシナリオや施策分野の一覧表を準備しておく)

事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	

3. 上記施策の関連情報

指標の名称(KPI)	
指標の現状値	
指標の目標値	

② エクセル等でまとめるバージョン

1 施策を1行にまとめます。マトリクスの完成イメージに近いため、とりまとめ作業は比較的容易です。

(情報収集シート)

事前に備えるべき目標	起きている最悪の事態 (リスクシナリオ)	事態を回避するための 施策の名称	施策分野	事態を回避するための 施策の概要	施策の実績(現状)	今後の課題等	指標の名称(KPI)	指標の現状値	指標の目標値	担当課
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物の発生 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷									
	1-2 倒壊・火災 不特定多数が集まる施設の									

・・・(下まで続く)

(2) 脆弱性の分析・評価と課題の検討

(1)で収集した情報を、マトリクス上に記載します。その上で、マトリクスの右側に脆弱性評価のための列を作り、脆弱性の分析・評価と課題の検討の結果を記入します。この時、マトリクスに記載した施策を縦横に確認しながら、部局横断的に脆弱性について話し合うと、非常に効果的です。

(脆弱性の評価・課題記入シート)

事前 に備 える べき 目 標 (カ テ ゴ リ)	最 悪 の 事 態 (リ ス ク シ ナ リ オ)	施策分野					脆弱性評価の結果および課題
		起 き て は な ら な い				...	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1					
		1-2					
		1-3					
		1-4					
		1-5					
		1-6					
		1-a					
		1-b					
		1-c					
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
脆弱性評価の結果							

4. STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP 3 で完成させたマトリクスを基に、各リスクシナリオに対する対応方策を検討します。

(対応方策検討シート)

(カテゴリー) 事前に備えるべき目標	(リスクシナリオ) 起きてはならない最悪の事態	施策分野							脆弱性評価の結果および課題	対応方策 (完成したマトリクスを基に、 各リスクシナリオに対する 対応方策を記入する)
								...		
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1									
	1-2									
	1-3									
	1-4									
	1-5									
	1-6									
	1-a									
	1-b									
	1-c									
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

5. STEP 5 対応方策について重点化・優先順位付け

STEP 4 で検討した対応方策とリスクシナリオ、STEP 3 で完成したマトリクスを基に、影響の大きさや緊急度から重点化すべき対応方策を決定します。下記の検討項目は一例です。検討の際には○△×、3～1の数値などを埋めていく方法や、有識者会議や庁内会議で意見を集約する方法も考えられます。

(重点化・優先順位付けシート)

事前 に備えるべき目標 (カテゴリ)	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	起きている ならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野					脆弱性評価の結果および課題	対応方策	検討項目(例)				重点化・優先順位
							...			影響の大きさ	緊急度	施策の進捗状況	平時の活用	
1		1-1												
		1-2												
		1-3												
		1-4												
		1-5												
		1-6												
		1-a												
		1-b												
		1-c												
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

資料編

資料編

(資料1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年十二月十一日法律第九十五号)―抜粋―

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模自然災害等」という。)に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
 - 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(資料2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (国土強靱化基本計画より)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI¹による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

¹ PPP : Public Private Partnership (公民連携) / PFI : Private Finance Initiative (民間資金等を活用して公共事業等を行う手法)

(資料3) 特に配慮すべき事項(国土強靱化基本計画より)

(総合的な視点による経済社会システムの構築)

平時のみを念頭に置いて過剰な経済効率性を追求することは、リスクが存在する客観的状况下では、我が国の経済・社会が毀損され、結果として追求したはずの経済効率性を喪失してしまう危険性の増大につながる可能性がある。このため、経済社会システムの構築や改変、改善に当たっては、平時における効率性の確保という視点に加え、各種のリスクの存在及びそれらを見据えた長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点が必要である。

(民間投資の促進)

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進する必要がある。

また、国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する必要がある。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上等を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備等）を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。

さらに、民間の投資の促進は、全国的な取組として広く展開されることも重要であり、地方公共団体がその重要性を理解し、地域の民間事業者と双方向でコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

(地方公共団体等における体制の構築)

国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定・実施の支援、促進を図る。また、災

害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、市町村に対する適切な支援を行う。

(BCP/BCM 等の策定の促進)

大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧・復興を可能とするために必要なことは、国や地方公共団体はもとより、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取組の有機的な積み重ねである。このため、企業の BCP（緊急時企業存続計画又は事業継続計画）/BCM（事業継続マネジメント）の取組を一層促進するとともに、一企業の枠を超えて、業界を横断する企業連携型及び地域連携型の BCP/BCM の取組を、支援措置の充実や的確な評価の仕組み等の制度化も考慮しつつ推進する。こうした BCP/BCM の運用に関する前向きな姿勢を日本の企業の文化として定着させることにより、サプライチェーン等の強靱性を確保し、競争力の向上を図る。また、BCP/BCM の運用においては、我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内外のサプライチェーンの要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等に留意する。

(リスクコミュニケーションと人材等の育成)

国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、行政から国民への広報のみならず、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うことにより、国民自らが主体的に国土強靱化について考えることが重要である。そのため、防災・減災に関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保、及び、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点も留意しつつ、国民運動として推進する。

(データベース化、オープンデータ化の推進)

国土強靱化の取組は、リスクコミュニケーションから、社会インフラの維持管理や各分野の研究開発等に至るまで、官民の広範な分野にまたがるものであり、これらの取組をデータに基づき効率的に進めるためには、国、地方、民間等の様々な主体が有する情報を集約化し、これらの様々な主体が情報にアクセスできるようにすることが不可欠となる。このため、国と地方、官と民が適切に連携・役割分担しつつ、地形・地質等の基盤情報をはじめ各主体が有する様々な情報の共有・データベース化を推進するとともに、このための統一的なプラットフォームの整備を図る。また、これらの情報のオープンデータ化を推進する。

(2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策と情報発信)

国土強靱化は我が国を訪れる外国人に対する一種のおもてなしである。我が国の国土の強靱性に裏付けられた安全・安心な 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の実現に向けて、首都強靱化について、東京都を中心とした地方公共団体と緊密に連携を取りつつ、必要な対策を計画的かつ総合的に進める。

また、我が国における国土強靱化に向けた様々な取組や成果を国際社会に積極的に情報発信することを通じて、経済社会活動を安全に営める国として国際社会の理解が得られるよう努める。

(国土強靱化の推進を通じた国際貢献)

世界のサプライチェーンにおける重要な役割を担う我が国の経済社会の強靱性を高めることは、世界経済の成長にも寄与するものである。

また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化することを踏まえ、インフラを将来世代へ継承する資産として、戦略的・効率的に維持管理・更新していくことにより、国の強靱性を確保し、持続的な経済成長を実現していくことで、諸外国のモデルとなることが期待される。加えて、多くの自然災害を経験し、蓄積してきた防災・減災等に関する技術について、新技術の開発や各国への技術支援等の充実を図りながら、例えば経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような観点に留意しつつ、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、国際社会への貢献に努める。

(資料4) 国土強靱化基本法における脆弱性の評価に関する規定 ー抜粋ー

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 **国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価**（以下「脆弱性評価」という。）**を行うこと。**
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、**脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。**

- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、**起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。**
- 4 脆弱性評価は、**国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。**
- 5 脆弱性評価は、**国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。**
- 6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、**実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。**
- 7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(資料5) 国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 (網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態)	
IV. 迅速な復旧復興 Ⅲ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅱ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅰ 人命の保護が最大限図られる	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
			1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
			3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全
			3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
			4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

基本目標	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 (網掛けは、重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態)
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
			5-6 複数空港の同時被災
			5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
			5-8 食料等の安定供給停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
			6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
			7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5 有害物質の大規模拡散・流出
			7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(資料6) 地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ

- ・国の基本計画における45の「起きてはならない最悪の事態」に、策定済団体（平成29年1月時点）の設定した独自シナリオを加えて網羅的に作成したものです
- ・国の基本計画における「起きてはならない最悪の事態」の表現では地方公共団体での事態にそぐわないと思われるものは表現を変更し、又は代替表現を提示してありますので、自団体のリスクシナリオ設定の際に参考としてください

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		参考用 リスクシナリオ	国の基本計画における 重点プログラム	国の基本計画における	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は代替表現の提示)
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	1-1	○	(大都市での)建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	1-2		不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	1-3	○	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	1-4	○	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	1-5	○	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)・風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	1-6	○	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-a	-		避難路における通行不能
		1-b	-		地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水
		1-c	-		暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生(豪雪に伴う被害の拡大)
		1-d	-		積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-e	-		広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-f	-		豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-g	-		(亜炭鉱坑跡等の)大規模陥没による市街地崩壊に伴う被害の拡大
		1-h	-		河川湖沼の大規模氾濫
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	2-1	○	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	2-2		多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	2-3	○	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	2-4		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	2-5		想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	2-6		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		参考用リスクシナリオ	国の基本計画における重点プログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は代替表現の提示)
		2-7	2-7		被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-a	-		多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態
		2-b	-		災害救助における活動拠点、資機材等の不足
		2-c	-		観光客等の帰宅困難者の発生
		2-d	-		避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
		2-e	-		緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
		2-f	-		富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
		2-g	-		孤立することにより隣接自治体からの救援援助を受けられない事態
		2-h	-		多数の災害関連死の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1		矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	3-2		信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	3-3	○	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4	3-4		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-a	-		災害時における病院拠点等施設の倒壊等
		3-b	-		被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生
		3-c	-		災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
		3-d	-		災害時における教育センター(教育委員会)の浸水・津波被害と教育の拠点機能の混乱による教育行政機能の大幅な低下や停止
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	4-1	○	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	4-2		郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3	4-3		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-a	-		防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-b	-		町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止
		4-c	-		情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		参考用リスクシナリオ	国の基本計画における重点プログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は代替表現の提示)
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	○	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業が生産力低下により後年度にわたり取引が回復しない事態）
		5-2	5-2	○	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	5-3		コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	5-4		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響（海上輸送の機能停止）
		5-5	5-5	○	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
		5-6	5-6		複数空港の同時被災（空路の機能停止）
		5-7	5-7		金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-8	5-8	○	食料等の安定供給の停滞
		5-a	-		事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
		5-b	-		大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞
		5-c	-		観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
		5-d	-		物流機能等の大幅な低下
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	6-1	○	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	6-2		上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	6-3		污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	6-4		地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	6-5		異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-a	-		避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
		6-b	-		応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		6-c	-		被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
		6-d	-		防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
		6-e	-		ライフライン（電機、情報通信、燃料等）の長期に渡る機能停止

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		参考用リスクシナリオ	国の基本計画における重点プログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は代替表現の提示)
		6-f	-		農工業用水の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	7-1		市街地での大規模火災の発生
		7-2	7-2		海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	7-3		沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	7-4		ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	7-5		有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	7-6	○	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	7-7		風評被害等による国家経済等への甚大な影響
		7-a	-		避難所、プレハブ生活でのエコノミー症候群や精神的な苦痛
		7-b	-		住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活
		7-c	-		原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-d	-		防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	8-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	8-2		道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	8-3		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	8-4		新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	8-5		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-a	-		被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		8-b	-		応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
A	大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される	A-a	-		文化財等の被災による、観光客等の死傷者の発生
		A-b	-		後世に残すべき貴重な文化遺産の被災
B	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	B-a	-		企業・住民の流出等による地域活力の低下
		B-c	-		離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	参考用リスクシナリオ	国の基本計画における重点プログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は代替表現の提示)
C る 能 が 維持 され る 要 不 可 欠 な 機 能 の 代 替 性 確 保 に 必 ず す る	C-a	-		太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止

(都道府県等の独自シナリオ設定の意図)

- 山梨県は、「起きてはならない最悪の事態」設定にあたり、踏まえた地域特性を、補足説明として付記（例：地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うものであるが、甲府盆地南部等では液状化による建物被害も発生する可能性がある）されました。
- 静岡県は、平成 25 年度に公表した地震被害想定の中で、発災から時系列をおって、災害対策本部、医療救護、交通、ライフライン、住宅対応など、各分野の状況のシナリオを想定していたため、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の具体化による、より詳細な脆弱性の分析・評価につなげていくことができました。また、事前に備えるべき目標として「防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり」を挙げ、それに対応するリスクシナリオとして「企業・住民の流出等による地域活力の低下」を設定しています。国の視点になくとも地域の視点からは重大なリスクといえます。
- 香川県では「四国の防災拠点としての機能を果たす」を基本目標に入れ、それに対応するリスクシナリオとして他の目標においても挙げられたリスクシナリオを、再掲という形で結びつけています。これにより、リスクシナリオへの対応を強化しています。
- 富山県では「太平洋側の代替性確保」を基本目標に入れ、それに対応するリスクシナリオとして「太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止」を設定しています。

(資料7) リスクシナリオに対応する KPI の例

- ・策定済市町村で実際に設定された KPI から代表的なものを紹介します。ここにあげたものは一例です。必ず設定しなければならないものでもありません。各地域で実情に合った KPI を設定してください。

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	治水整備指針の進捗率
		自主防災組織の活動カバー率
		防災教育の充実
		ハザードマップの作成率
		市街地再開発の進捗率（全地区）
		病院・社会福祉施設等の耐震化率
		指定避難場所・福祉避難所の指定数
		橋梁の長寿命化修繕
		防災行政無線の整備状況
		家具等転倒防止対策
		防災士の資格取得者数
		津波避難道路の整備率
		土砂災害危険箇所表示看板設置数
		人口 10 万人当たりの消防団員数
		公園トイレ整備状況
		避難勧告等判断マニュアルの見直し 実施状況
		避難者等のための食糧品備蓄率
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	観光地の防災拠点の整備
		観光地の管理用道路整備
		緑の基本計画
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数
		津波避難ビル等で孤立した避難者に対する救助体制整備
		医療機関における災害（津波）対策マニュアルの策定率
		災害発生時医療救護班体制の整備状況
		避難路、緊急輸送道路（国道 のバイパス道路）整備率
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	地域外へ通じる輸送ルート数
		避難行動要支援者名簿作成
		基幹避難所備蓄庫数
		がけ地カルテの作成
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	観光案内サインの設置数
		備蓄量及び備蓄充足率
		災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数
		緊急時の輸送道路として活用される道路の整備
		上水道基幹管路の耐震化率
		災害時にヘリコプター が発着できるヘリポート数
		孤立可能性のある集落数
		橋梁の耐震化率
		避難所運営委員会の設立数
		基幹管路耐震適合率
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	災害時に活用できる給食サービス施設の数
		緊急輸送道路整備率
		中山間地域における臨時ヘリポートの整備数

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
		道路啓開計画の策定
		非常用食料、物資の備蓄
		住民情報統合システムシステム整備
		孤立集落無線設置地区数
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団員の充足率
		防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合
		消防分団屯所の耐震化整備率
		消防救急無線のデジタル化率
		自主防災組織に消防が訓練を実施した回数
		防災拠点となる公園の整備
		町内ボランティア団体数、登録者数
		津波避難訓練参加人数
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間
		消防：自家給油所の配備数
		業務継続に関する電源確保 8 時間程度の達成率
		町内各避難施設及び場所への燃料備蓄量
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	飲食料の備蓄量充足度
		災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数
		帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数
		要配慮者避難支援に取り組む地域組織を支援した回数
		避難所開設訓練実施率
		福祉避難所の設置運営に関する協定数
		防災ヘリの臨時離着陸場の指定数
		拠点給水施設の整備率
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺	医療施設の耐震化率
		医療機関における防災医療マニュアル整備状況
		災害対応訓練の実施状況
		医療機関の食料備蓄量
		市内病院、有床診療所の BCP 策定率
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	集団予防接種の接種率
		トイレなどの整備状況
		消毒薬剤の備蓄率
		汚泥再生処理センター整備状況（工事進捗率）
		災害廃棄物処理計画の策定状況（進捗率）
		改修済火葬炉数
		感染症研修会等 開催回数
		下水道・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	犯罪認知件数
		防犯カメラ設置台数
		防犯アドバイザー派遣回数
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	可搬型発動発電機の所有数
3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	自治体の業務継続計画（BCP）策定状況
		自治体所有施設の耐震化率
		自治体間相互応援協定などの締結数
		災害対策本部非常用電源機能整備
		職員用食糧備蓄率
		業務継続のために必要な発電用燃料の充足度

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例 (代表的なもの)
		災害対策本部の代替機能の整備
		災害対策本部訓練の実施回数
		ICT-BCP の策定状況
		庁舎の室内安全対策実施率
		外部データセンターへ移設したシステム割合
		災害発生時 (地震津波時) の職員の初期対応マニュアル策定と職員への配布
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	消防：通信指令センターとの情報通信の多重化 (衛星電話等) 整備状況
		市民への情報伝達手段の多重化・同報系デジタル防災行政無線等の整備
		太陽光発電を設置している公共施設の数
		通信ビルの電源機能：大容量蓄電池や非常用発電機配備状況
		防災行政無線施設の電源機能：大容量蓄電池、非常用発電機配備率
4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	防災行政無線 (固定系) のデジタル化率
		市民への情報伝達手段の多重化
		町保有の衛星携帯数
		防災行政無線施設の地震対策
		情報伝達訓練の実施回数/年
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	BCP 策定支援事業参加企業数
		港湾連絡道路の整備状況
		中小企業の事業継続計画 の策定割合
		都市計画道路の無電柱化事業の進捗状況
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	市道路啓開計画策定状況
		新エネルギー導入量 発電容量
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	学校施設への太陽光パネル設置数
		消防：準特定タンク新基準 適合率
		消防：屋外タンクの緊急遮断弁設置率
		消防：コンビナート災害対応 消火薬剤の保有数
		応急活動に必要な燃料の確保状況
		石油等の流出による火災に対する消火対策の検討状況
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	港湾湾外縁部、湾口部の地震・津波対策整備状況
		緊急輸送道路の整備状況
		耐震補強実施橋梁数
		港湾大規模地震対策施設：耐震強化岸壁整備状況
		空港における基本施設の耐震化率
		インフラ施設の長寿命化の取組状況
		重要橋梁の予防保全型補修工事着手率
5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	資機材格納施設の高台整備状況
		緊急時輸送道路の整備促進状況
5-8	食料等の安定供給の停滞	町内 J A の事業継続計画 (BCP 計画) 策定率
		自治体の指定金融機関の事業継続計画 (BCP 計画) 策定状況
		他自治体との災害時における相互応援協定締結状況
		食料自給率
		農業用排水機場耐震照査率
		農用地のカバー率 (多面的機能支払交付金対象農用地面積)
		拠点給水施設の整備率

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例 (代表的なもの)
6-1	電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	燃料供給協定締結数
		発電・送電設備の耐震化
		市管理河川における 小水力発電施設数
		災害対応型給油所数
		可搬式発電機設置数
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道の耐震化率
		浄水施設耐震率
		水道：協定書締結数
		上水道の業務継続計画の整備
		水道施設耐震技術研修会実施
		応急給水研修実施
		地域住民との連携や効果的な訓練の実施数
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道の耐震化率
		下水道業務継続計画 (BCP) の策定状況
		合併浄化槽導入率
		災害時応急トイレの整備数
		下水道圧送管バックアップシステム整備率
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	緊急輸送道路の整備率
		適切な維持管理・補修を要する橋梁の整備率
		自治体運営交通機関施設における耐震性能の確保率
		電線類の地中化実施路線数
		障害物除去等応援対策業務に関する協定数
7-1	市街地での大規模火災の発生	地域設置消火器数
		D 級・C 級ポンプ配備数
		老朽木造住宅の除却助成件数 (累計)
		都市防災不燃化促進事業における建替助成件数 (累計)
		耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
		感震ブレーカー等の普及率
		地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	1 人当たり公園面積
		消防：屋外タンクの緊急遮断弁設置率
		建設：樋門操作従事者による 作動点検実施状況
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	船舶給油タンク耐震化数
		住宅の耐震化率
		新規津波避難道路の整備率
		自治体の応急危険度判定員会員数
		空き家件数
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	道路啓開に必要な重機、車両等の格納施設の高台整備数
		整備・更新等を実施したポンプ所数
		農業用ため池の点検、診断実施数
		防災施設維持管理マニュアルの策定状況
		土地改良区の排水機場の改修工事実施箇所数
		砂防、治山、地すべり、急傾斜の基礎調査の実施率
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	ため池ハザードマップ作成状況
		消防：救助工作車及び避難誘導に活用できる車両の配備数
		流出防止機能付農業用タンクの設置数
		有害物質の情報把握実施

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	土砂災害区域等の指定・周知
		ため池改修計画書の作成数（累計）
		農業用施設の排水設備整備状況
		中山間地域等直接支払制度の集落で地域農業を支える体制づくりに取り組んだ集落数
		農地や農業用水等を保全するため共同活動に取り組んだ活動組織数
		水源涵養機能維持増進森林の割合
7-7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響	水産交流人口
		農業交流人口
		自治体メールマガジン登録者数
		風評被害防止にかかる計画の策定
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理応援協定の締結数
		災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル策定済
		がれきの仮置き場の候補地数
		建設業災害対策協力会における事業継続計画（BCP）策定
		協力協定を締結している団体等の総数
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自主防災組織の結成率
		地籍調査の対象面積に対する進捗率
		避難所運営体制検討会の実施避難所数
		道路啓開計画策定
		被災宅地危険度判定士の登録者数
		災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	町会加入率
		「防災教育」学校・地域連携事業実施校数
		地域防災リーダー（防災士）人数
		自治体の災害ボランティアセンターの設置候補施設数
8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	幹線道路整備状況
		エネルギーセンター 基幹改良工事進捗率
		最終処分場における災害時自立稼働率
		支所・連絡所耐震化率
		都市計画道路の無電柱化
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	定期点検 トンネル補修工事 進捗率
		道路啓開計画策定

(資料8) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧

①国土強靱化地域計画の策定等に関する全般的な事項

府省庁名	相談窓口
内閣官房	内閣官房国土強靱化推進室 03-6257-1775 東京都千代田区永田町1-6-1 (中央合同庁舎第8号館)

②国土強靱化地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

府省庁名	相談窓口
内閣府 (防災)	内閣府政策統括官(防災担当) 付 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 ①内閣府が作成する被害想定について 参事官(調査・企画担当) 付 03-3501-5693 (直通) ②国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係について 参事官(防災計画担当) 付 03-3501-6996 (直通) ③上記以外の内容について 参事官(総括担当) 付 03-3501-5408 (直通)
内閣府 (防災を除く)	内閣府沖縄総合事務局総務部主任調査官室 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-0115 (直通)
警察庁	警察庁警備局警備課災害対策室 東京都千代田区霞が関2-1-2 03-3581-0141 saitaishitsu@npa.go.jp 東北管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-221-7181 (内線 5860) tohoku_IPC2@npa.go.jp 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-600-6000 (内線 5542) kanto_keibi4@npa.go.jp 中部管区警察局広域調整部広域調整第二課 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1 052-951-6000 chubu_IPC@npa.go.jp 近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 06-6944-1234 中国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 広島県広島市中区上八丁堀6-30 082-228-6411 (内線 5860、5531)

府省庁名	相談窓口
警察庁	四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 香川県高松市中野町 19-7 087-833-2111 shikoku.IPC2@npa.go.jp 九州管区警察局広域調整部広域調整第二課 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 092-622-5000 kyushu.IPC2@npa.go.jp
金融庁	金融庁総務企画局政策課 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館 03-3506-6000 (内線 3180、3179)
消費者庁	消費者庁消費者政策課 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 03-3507-9186 (直通)
復興庁	復興庁調査・調整班・地域班 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 03-6328-1111 (代表)
総務省 (消防関係)	消防庁総務課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-5111 (内線 42132) fdma-kikaku@soumu.go.jp
総務省 (情報通信関係)	総務省情報流通行政局地域通信振興課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-5756 ict-kyoujinka@soumu.go.jp 北海道総合通信局防災対策推進室 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 011-747-6451 hokkaido-bousai@ml.soumu.go.jp 東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 022-221-0654 kyoujin-toh@ml.soumu.go.jp 関東総合通信局防災対策推進室 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 03-6238-1617 kanto-bosaishitu@soumu.go.jp 信越総合通信局防災対策推進室 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 026-234-9961 shinetsu-bousaisuishin@ml.soumu.go.jp 北陸総合通信局防災対策推進室 石川県金沢市広坂 2-2-60 076-233-4479 hokuriku-dpo@soumu.go.jp 東海総合通信局防災対策推進室 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 052-715-5008 bousai-tokai@soumu.go.jp 近畿総合通信局防災対策推進室 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 06-6942-8504 kinsou-br@soumu.go.jp

府省庁名	相談窓口
総務省 (情報通信関係)	中国総合通信局防災対策推進室 広島県広島市中区東白島町 19-36 082-222-3371 bousai3-chugoku@ml.soumu.go.jp 四国総合通信局防災対策推進室 愛媛県松山市宮田町 8-5 089-936-5081 shikoku-bousai@soumu.go.jp 九州総合通信局防災対策推進室 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 096-326-7334 boutaisuisin-kyushu@ml.soumu.go.jp 沖縄総合通信事務所防災対策推進室 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 098-865-2300 boutaisuisin-okinawa@ml.soumu.go.jp
法務省	法務省大臣官房秘書課広報室 東京都千代田区霞が関 1-1-1 03-3580-4111 (内線 2051)
外務省	外務省大臣官房総務課危機管理調整室 東京都千代田区霞が関 2-2-1 03-5501-8059 (直通)
財務省	財務省大臣官房総合政策課政策推進室 東京都千代田区霞が関 3-3-1 03-3581-4111 (内線 5162)
文部科学省	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 03-5253-4111 (内線 2235)
厚生労働省	厚生労働省 東京都千代田区霞が関 1-2-2 03-5253-1111 (代表) ① 上水道施設の耐震化の推進、ノウハウの強化等について 健康局水道課 内線: 4009 suidougijutsu@mhlw.go.jp ② 広域のかつ大規模な災害の際の、適切な医療機能の提供のあり方及び 災害拠点病院等の耐震化の推進について 医政局総務課 内線: 2518 ③ 福祉施設の耐震化の推進について (i) 社会・援護局福祉基盤課 内線: 2863 (ii) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 内線: 3035 (iii) 老健局高齢者支援課 内線: 3928 (iv) 雇用均等・児童家庭局総務課 内線: 7830 (v) 雇用均等・児童家庭局保育課 内線: 7927 ④ 広域的な福祉支援ネットワークの構築について 社会・援護局福祉基盤課 内線: 2866 ⑤ 予防接種の推進、消毒や害虫駆除等について 健康局結核感染症課 内線: 2375 SARSOPC@mhlw.go.jp ⑥ その他厚生労働省案件 大臣官房厚生科学課 内線: 2830

府省庁名	相談窓口
農林水産省	①食料・農業農村整備に関する施策について 東北農政局農村振興部設計課事業調整室 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-263-1111 (内線 4343) 関東農政局農村振興部設計課事業調整室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-0600 (内線 3570) 北陸農政局農村振興部設計課事業調整室 石川県金沢市広坂2-2-60 076-263-2161 (内線 3521) 東海農政局農村振興部設計課事業調整室 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 052-201-7271 (内線 2626) 近畿農政局農村振興部設計課事業調整室 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 075-451-9161 (内線 2523) 中国四国農政局農村振興部設計課事業調整室 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 086-224-4511 (内線 2621、2611) 九州農政局農村振興部設計課事業調整室 熊本県熊本市西区春日2-10-1 096-211-9111 (内線 4726) 国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課 北海道札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 011-709-2311 (内線 5556) 内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 098-866-0031 (内線 83341)
	②森林・林業に関する施策について (i) 国有林について 北海道森林管理局総務企画部企画課 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 011-622-5228 (直通) 東北森林管理局総務企画部企画調整課 秋田県秋田市中通5-9-16 018-836-2276 (直通) 関東森林管理局総務企画部企画調整課 群馬県前橋市岩神町4-16-25 027-210-1150 (直通) 中部森林管理局総務企画部企画調整課 長野県長野市大字栗田715-5 026-236-2515 (直通)

府省庁名	相談窓口
農林水産省	近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 06-6881-3403 (直通) 四国森林管理局総務企画部企画調整課 高知県高知市丸ノ内 1-3-30 088-821-2160 (直通) 九州森林管理局総務企画部企画調整課 熊本県熊本市西区京町本丁 2-7 096-328-3511 (直通) (ii) (i) 以外の森林・林業施策について 農林水産省林野庁森林整備部各事業担当課 (都道府県林務担当部局経由) 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 計画課 6143、整備課 6172、治山課 6194) ③水産に関する施策について 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 6903)
経済産業省	経済産業省資源エネルギー庁総合政策課 東京都千代田区霞が関 1-3-1 03-3501-2669 (直通) 北海道経済産業局総務課 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 011-709-1773 (直通) 東北経済産業局総務課 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 022-221-4856 (直通) 関東経済産業局総務課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 048-600-0213 (直通) 中部経済産業局総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 052-951-2683 (直通) 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課 富山県富山市牛島新町 11-7 富山地方合同庁舎 3 階 076-432-5588 (直通) 近畿経済産業局総務課 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 06-6966-6001 (直通) 中国経済産業局総務課 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 082-224-5615 (直通) 四国経済産業局総務課 香川県高松市サンポート 3-33 087-811-8503 (直通) 九州経済産業局総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-482-5405 (直通) 内閣府沖縄総合事務局経済産業部政策課 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-1726 (直通)

府省庁名	相談窓口
国土交通省	① 地方整備局関係 東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 022-225-2171 (内線 3156、6132) kou-suishin-all@thr.mlit.go.jp 関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 048-600-1945 (直通) ktr-kokudokeisei@ml.mlit.go.jp 北陸地方整備局北陸圏広域地方計画推進室 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 025-370-6687 (直通) hokuriku-localplan@hrr.mlit.go.jp 中部地方整備局中部圏広域地方計画推進室 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 052-953-8127 (直通) cbr-cusui@mlit.go.jp 近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-4 4 大阪合同庁舎 1 号館 06-6942-1141 (内線 3216) suishinshitsu@kkr.mlit.go.jp 中国地方整備局中国圏広域地方計画推進室 広島県広島市中区上八丁堀 6-3 0 広島合同庁舎 2 号館 082-221-9231 (内線 3221) opinionkokudo@cgr.mlit.go.jp 四国地方整備局四国圏広域地方計画推進室 香川県高松市サンポート 3-3 3 087-811-8309 (直通) skr-kokudokyoujin@mlit.go.jp 九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-1 0-7 福岡第二合同庁舎 092-476-3543 (直通) kyoujin-ks01@qsr.mlit.go.jp 内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-1901 (直通) ② 北海道開発局関係 北海道開発局開発監理部開発調整課 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 011-709-9216 (直通) hkd-ky-infra@ml.mlit.go.jp ③ 地方運輸局関係 北海道運輸局総務部総務課 札幌第二合同庁舎 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 011-290-2711 (直通) hkt-kyojinka@ml.mlit.go.jp 東北運輸局総務部総務課 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 022-791-7504 (内線 219) tth-som-som@ml.mlit.go.jp 北陸信越運輸局総務部総務課 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 025-285-9000 (直通) hrt-hokushin-anzen-bousai@ml.mlit.go.jp

府省庁名	相談窓口
国土交通省	関東運輸局総務部総務課 神奈川県横浜市中区北仲通 5－57 横浜第 2 合同庁舎 17 階 045－211－7204（直通） kkt-ky-soumu@ml.mlit.go.jp 中部運輸局総務部総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2－2－1 名古屋合同庁舎第 1 号館 052－952－8002（直通） cbt-chubusoumu@ml.mlit.go.jp 近畿運輸局総務部総務課 大阪府大阪市中央区大手前 4－1－76 06－6949－6404（音声案内が流れたら 5 をプッシュ） kinki-s57xs@mlit.go.jp 神戸運輸監理部総務企画部安全防災・危機管理調整官 神戸市中央区波止場町 1－1 神戸第 2 地方合同庁舎 078－321－3473（直通） kbm-kobe-anboukiki@ml.mlit.go.jp 中国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 広島県広島市中区上八丁堀 6－30 広島合同庁舎 4 号館 082－228－3434（内線 4102） cgt-bousai@ml.mlit.go.jp 四国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 香川県高松市松島町 1－17－33 087－835－6375（直通） skt-kyojinka1@ml.mlit.go.jp 九州運輸局総務部総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2－11－1 092－472－2312（直通） qst-kyushu-bousai@ml.mlit.go.jp 内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課 沖縄県那覇市おもろまち 2－1－1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098－866－1836（直通） ④海上保安関係 海上保安庁総務部政務課 東京都千代田区霞が関 2－1－3 中央合同庁舎 3 号館 03-3580-2083（直通） jcghseimu11-4b4j@mlit.go.jp ⑤その他 国土交通省国土政策局総合計画課 東京都千代田区霞が関 2－1－3 中央合同庁舎 2 号館 03-5253-8356
環境省	環境省 東京都千代田区霞が関 1－2－2 ①「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供について 環境保健部環境安全課 03-3581-3351（内線 6390） ehs@env.go.jp

府省庁名	相談窓口
環境省	②自然生態系が有する防災・減災機能の評価について 自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 03-5521-8275 (直通) NBSAP@env. go. jp ③森林等の荒廃を防ぐための鳥獣管理について 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285 (直通) shizen-choju@env. go. jp ④災害廃棄物、浄化槽関連の施策・事業について 廃棄物・リサイクル対策部企画課 03-5521-9268 (直通) hairi-kikaku@env. go. jp ⑤上記以外の内容について 大臣官房総務課政策評価室 03-5521-8326 (直通) kanbo-seisaku@env. go. jp
防衛省	北海道防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 (札幌第 3 合同庁舎) 011-272-7571 chouseika@hokkaido. rdb. mod. go. jp 東北防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 (仙台第 3 合同庁舎) 022-297-8212 北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課事態対処支援室 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館) 048-600-1800 (内線 2707) 南関東防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 (横浜第 2 合同庁舎) 045-211-7102 近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 (大阪合同庁舎第 2 号館) 06-6945-4956 中国四国防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 (広島合同庁舎 4 号館) 082-223-7153 九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 (福岡第 2 合同庁舎) 092-483-8816 沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 098-921-8181 (内線 213、220、237) h-kakuho@okinawa. rdb. mod. go. jp

(資料9) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について

趣旨等

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。

地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの（平成29年1月27日開催の関係府省庁連絡会議において決定）。

概要

○ 関係府省庁の支援方針

地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、政府として、以下に掲げる29の関係9府省庁所管の交付金・補助金による支援を講じる。

○ 関係府省庁の支援の内容

・ 交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮

【内閣府】地方創生整備推進交付金

【警察庁】都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金（放送ネットワーク整備支援事業）、無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）、無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線LAN環境整備支援事業）、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文部科学省】学校施設環境改善交付金

【厚労省】社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金

【農水省】農村地域防災減災事業、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業づくり交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、次世代林業基盤づくり交付金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、水産基盤整備事業、浜の活力再生交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業（漁港海岸）

【経産省】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費、過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費

【国交省】防災・安全交付金

【環境省】循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

注：本件「関係府省庁による支援について」の詳細については、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyoujinka/pdf/h29_torikumishien.pdf

を参照してください。なお、本件「関係府省庁による支援について」に係る交付金又は補助金に関するお問合せ先についても、併せて掲載しています。

(資料10) 国土強靱化推進に関する国等の取組等

国土強靱化に関する国等の取組等につき内閣官房のホームページにおいて掲載し、充実を図っています。

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)

英語 (ENGLISH)

こくどきょうじんか 国 土 強 靱 化

強く、しなやかなニッポンへ

強国強土

NATIONAL RESILIENCE

[ロゴマークについて](#)

国土強靱化とは？
関係法令
国土強靱化推進本部
国土強靱化基本計画
脆弱性評価
地域強靱化計画
国土強靱化関係予算
民間の取組
懇談会等
広 報
これまでの取組

[地域強靱化計画
取組MAP](#)

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くしなやかな国をつくることです。また、日本の産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりであり、それを実現する人の力を創ることで、国民の命と財産を守り抜きます。



強く、しなやかな
ニッポンへ

レジリエンス・ジャパン

国土強靱化 キックオフ!

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くしなやかな国をつくること。また、日本の産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりであり、それを実現するひとの力を創ることで、国民の命と財産を守り抜きます！

内閣官房 国土強靱化推進部

(資料 1 1) 国土強靱化地域計画関連 Q&A

Q 1 国土強靱化地域計画を策定するメリットは何ですか。

(A)

1. 基本法第四条に「地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、地域計画を策定することは、この責務を果たすことを可能とするものです。
2. 法定計画である地域計画に位置付けられた施策（事業）は、国土強靱化を推進するために不可欠な施策（事業）であるとの関係者の共通理解が形成されるため、その円滑な推進が期待できます。
3. 国土強靱化を推進するために交付金・補助金を活用する場合は、更に配分にあたり「一定程度配慮（いわゆる優先配分）」されることになっており、強靱化の取組を加速することができます。
4. 一般論として、地域計画を策定することで、住民に安全、安心な地域づくりについてアピールできるとともに、民間企業の本社、工場の移転などの投資を呼び込む上で、中長期的には被災による投資リスクが低く競争力が高まるため、地域計画を策定していない地域に比べて地方創生の面からも有利であると考えられます。

Q 2 都道府県・市町村にとって、地域計画の策定は義務なのですか。

(A)

1. 地域計画について、基本法第十三条では「都道府県又は市町村は、（中略）国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と定めており策定は義務ではありません。

2. しかしながら、同法第四条では「地方公共団体は、基本法第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、地域計画を策定することは、この責務を果たすことを可能とするものです。
3. なお、現在、全ての都道府県で地域計画が策定済又は策定着手となっていますが、地域の強靱化を進めるためには、広域的な地方公共団体である都道府県とともに基礎的な地方公共団体である市町村の取組も重要です。
4. したがって、市町村においても、地域計画の策定に関する検討を含め、積極的に国土強靱化に関する取組を進めていただきたいと考えています。

Q3 地域計画はどのような構成で何を記述するのですか。

(A)

1. 地域計画の基本的な構成としては、国土強靱化基本計画（※）と調和が保たれる必要がありますが（基本法第十四条）、それぞれの都道府県・市町村における地域特性の違いを考慮し、地域計画の構成に一定の柔軟性を持たせることも重要と考えています。
2. 基本法においては、地域計画で定める事項について具体的に定められていませんが、内閣官房において本「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を公表し、地域計画の基本的な構成等について検討する際の留意点等をお示ししています。
3. いずれにしても地域計画は、各地方公共団体における国土強靱化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものであり、このような位置付けにふさわしい記述を行い、基本法第十三条に基づく計画であることを明確にすることが適当です。

(※) 国土強靱化基本計画の構成

- 第1章 国土強靱化の基本的考え方
- 第2章 脆弱性評価
- 第3章 国土強靱化の推進方針
- 第4章 計画の推進と不断の見直し

Q4 地域計画の策定にあたって脆弱性評価は必要なのですか。

(A)

1. 地域計画の策定にあたっては、基本法第九条の規定の趣旨などを踏まえ脆弱性評価を行うことが必要と考えています。
2. この趣旨は、起きてはならない最悪の事態を回避する上で、地域の脆弱性を評価することにより、人命保護などの観点から国土強靱化の推進を図るために必要な取組を明らかにするものであり、地方公共団体の積極的な取組を期待しているところです。

Q5 地域計画で、個別の事業について具体的に言及してもよいのですか。

(A)

1. 国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興などを基本目標として推進することとされています。
2. これらの基本目標に従って、地域の特性を十分に踏まえて、どのような施策が必要かについて検討していただいた上で、施策の推進上、必要となる個別の事業について具体的に位置付けることも考えられます。

Q6 国が行う個別の事業も地域計画に位置付けてよいのですか。

(A)

1. 各地域の国土強靱化を推進するためには、地方公共団体自らの施策と併せて、国等の施策も連携して推進する必要がある場合があるものと想定されます。
2. このため、地域計画に、国が行う個別の事業を位置付けることも考えられます。

3. この場合、地域計画の実効性の観点から必要に応じ、国の関係機関等とよく相談していただくことが重要と考えており、本「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」において国の相談窓口をお知らせしているところです。

Q7 複数の市町村が合同で地域計画を策定することは可能ですか。複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体と調整をとった上で地域計画に位置付ける必要がありますか。

(A)

1. 複数の市町村が合同で、地域計画を策定することは可能です。
2. その際、複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体で調整をとった上で地域計画に位置付ける必要があります（参考：基本法第六条）。
3. その際には、次の点について配慮が必要です。
 - ① 地域計画の記載内容が国土強靱化についてすべての構成団体に共通して指針となるものと、一部の構成団体にのみ指針となるものがあるため、それらの記述を工夫し書き分けることにより、どの記述がどの団体に関係するかの対応を明確に区分する。
 - ② 記載内容の区分は、計画のフォローアップ、改訂の際に支障とならないよう配慮することが重要（例：重要業績指標（KPI）の団体別内訳など）です。

Q8 市町村における地域計画は、都道府県計画と調和を保つ必要がありますか。また、市町村の地域計画は、都道府県の地域計画が策定された後に策定する必要がありますか。

(A)

1. 基本法においては、都道府県が策定した地域計画と市町村が策定した地域計画との調和規定は設けられていません。
2. しかしながら、都道府県や市町村が策定する地域計画は、それぞれが国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない（基本法第十四条）こととされているため、両計画はおのずと調和が保たれたものになります。

3. また、都道府県が地域計画を策定する前であっても、市町村が地域計画を策定することは可能です。
 4. いずれにせよ、国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、国土強靱化の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第六条）こととされており、市町村においては、都道府県等と十分に調整をとりながら地域計画の策定作業を進めていただくことが肝要と考えています。
- （5. なお、平成29年4月1日現在、計画策定中（予定を含む）が5県、策定済が42都道府県となっており、多くの場合、都道府県の地域計画（策定中を含む）を参考に市町村の地域計画を策定することが可能と考えられます。）

Q9 具体的な個別施策が国土強靱化に該当する施策か否かをどのように判断すべきなのか。

(A)

1. 国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興などを基本目標として推進することとされています。
2. そのため、起きてはならない最悪の事態を特定し、その事態を回避あるいは起きたとしても致命傷を負わないために、どのような施策が必要かという観点から検討していただいた上で、ご判断いただきたいと考えています。

Q10 国土強靱化は公共事業の推進のためのものと理解をしており、必要な公共事業は計画的に実施していますが、地域計画を策定する必要性がありますか。

(A)

1. 国土強靱化は、国民の生命、財産等を保護し影響を最小化するためにはハード対策だけでは不十分であり、ソフト・ハードを組み合わせ、重点化・優先順位付けを行い民間資金等も活用しながら、起きてはならない最悪の事態を回避するため、強くしなやかな国づくりを計画的に進めていくものです。
2. したがって、国土強靱化は公共事業の推進のためのものというのは誤解です。また、公共事業だけでは大規模な災害を防ぐことは困難と考えます。
3. 現に策定済の地域計画には、公共事業以外にも多く取り入れられています。具体的には、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施など多くの対策が盛り込まれています。

国土強靱化地域計画に定める事業 における交付金・補助金の活用事例

警察庁所管の交付金・補助金の活用事例

【事例1】 岐阜県（警察施設の耐震化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 高山警察署の移転改築整備
県内の警察署の中で最も古く、老朽化、狭隘化が著しい高山警察署について、現状の課題の解消を図るとともに、飛騨ブロックの「基幹防災拠点」として必要な機能を備えた警察署とするため、移転改築整備を実施する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 都道府県警察施設整備事業（警察庁）
（事業費67百万円／国費19百万円）

事業概要と効果

- ・大規模災害発生時に各種警察活動を迅速に行うため基幹防災拠点としての役割を果たす



イメージ図

【事例2】 山口県（警察施設の耐震化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 山口警察署の移転建替整備
山口警察署は耐震化未整備であり、
 - ・警察本部の代替施設として位置付けられているため、その機能を維持強化する必要がある
 - ・警察署は、災害対策の中核的な役割を担う施設としての機能を確保する必要があることから、建替整備する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 都道府県警察施設整備事業（警察庁）
（事業費95百万円／国費23百万円）

事業概要と効果

- ・大規模災害発生時に警察本部の代替施設及び災害対策拠点としての機能を果たす



イメージ図

【事例3】 北海道（特定交通安全施設等整備事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 住民等への情報伝達体制の強化
光ビーコンや交通情報板など車両への交通情報の提供設備や停電時の信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置について、緊急交通路等における設備の更新を優先するなど、計画的な整備を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 特定交通安全施設等整備事業に係る補助金（警察庁）
（事業費1億13百万円／国費56百万円）

事業概要と効果

- ・交通情報板 2基
災害時の交通規制情報等を提供
- ・監視用テレビ 3台
災害時の渋滞状況等を把握
- ・信号機電源付加装置 10基
停電時の信号機の機能停止を防止



信号機電源付加装置

総務省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例4】和歌山県(防災・減災FMラジオ中継局整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○防災・減災FMラジオ中継局整備

情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するFMラジオ中継局を整備するなどラジオ難聴取世帯への対策を一層強化する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 民放ラジオ難聴解消支援事業(総務省)
(事業費222百万円/国費144百万円)

事業概要と効果

- ・FMラジオ中継局3箇所
- ・大規模災害時等に県民に必要な情報を迅速に伝達する手段を確保
- ・県内で発生しているラジオの難聴を解消



【事例5】愛知県(情報通信インフラの整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 情報通信インフラの整備

耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

活用した交付金・補助金

平成28年度 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業
(事業費 560万円/国費 280万円)

事業概要と効果

- ・無料公衆無線LAN環境を県有施設の都市公園5箇所に設置
- ・平時には観光情報サイトに接続
- ・災害時には災害情報サイトに接続



【事例6】山梨県(情報収集・発信体制の強化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 公衆無線LAN環境整備推進事業

- ・公衆無線LAN環境の整備が進んでいない、防災拠点となっている県有施設において、アクセスポイントの整備を図る。
- ・災害時における情報通信手段を確保し、防災体制の一層の強化を図る。

活用した交付金・補助金

平成28年度 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業
(事業費 5,797万円/国費 2,899万円)

事業概要と効果

- ・公衆無線LAN環境を避難所等に指定されている県有施設42箇所に整備
- ・平時は行政情報、観光情報等を提供



【事例7】長野県東御市(市民への情報伝達手段の充実)

国土強靱化地域計画に定めた対応

緊急防災ラジオの配布とともに、難視聴地域の解消と合わせ、光ケーブル網の未整備地域解消と市内観光拠点等におけるWi-Fi環境の整備を促進し、正確で迅速な情報伝達手段の多重化を促進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業
(事業費 2,340万円/国費 1,170万円)

事業概要と効果

- ・観光地および観光案内所7箇所、指定緊急避難場所5箇所にアクセスポイントを整備し、観光客への情報発信力を強化する
- ・また、発災時には市のコミュニティFM放送と併行して重層的に災害関連情報の提供や指示を行い、市民や観光客の安全確保を図る



【事例8】 静岡県掛川市（消防水利の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 消防水利の整備

大規模火災、同時多発火災等による死傷者の発生を抑えるため、消防水利の整備の推進により、消防力の強化を図る。

活用した交付金・補助金

平成28年度 消防防災施設整備費補助金
（事業費31百万円／国費11百万円）

事業の効果

- ・耐震性貯水槽（40m³型）4基の整備。
- ・消防水利未充足地域の解消といった消防力の充実・強化につながる。これにより、「強靱な地域づくり」が推進され、「誰もが住みたくなる、強く、安心なまちづくり」に寄与※。

※市民が「掛川市はとても住みやすい」と思う割合の向上
（市民意識調査結果）

15.8%（平成26年度）→ 19.9%（平成28年度）



文部科学省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例9】北海道(学校施設の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 学校施設改築事業

学校等多くの住民等が利用する公共施設について地震に備えて耐震化や改築を推進するとともに、ガラス飛散防止や吊り天井の脱落防止等の措置を講じる。

活用した交付金・補助金

平成28年度 学校施設環境改善交付金(文部科学省)
(140,718百万円の内数(第2次補正予算分))

事業概要と効果

- ・小学校及び中学校の改築を行い、建物の耐震性能を確保する
- ・避難所としても利用される学校施設の安全性の向上に寄与



(イメージ図)

厚生労働省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例10】愛知県（障害者施設設置費補助金）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○障害者施設設置費補助金

消防法施行令の改正により、既存のグループホームについては、「介助がなければ避難できない者を主として入所させる施設」に該当する場合、スプリンクラー設備の設置が義務付けられたことに対応するものであり、施設の防災対策の推進に寄与する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 社会福祉施設等施設整備費補助金
（26百万円）

事業概要と効果

- ・自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心の確保に寄与する



【事例11】徳島県（徳島学院寮舎大規模改修事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

活用した交付金・補助金

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金
（事業費 1億7,898万円／国費 1億1,779万円）

事業概要と効果

- ・木造寮舎の耐震性強化による児童の安全・安心の確保
- ・居室の個室化などによる自立支援機能の強化
- ・耐震補強した寮舎を「福祉避難所」として活用（自家発電設備の整備やバリアフリー化を実施）



【事例12】滋賀県東近江市 （既存施設のスプリンクラー設備等整備事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○情報共有と防災意識の向上

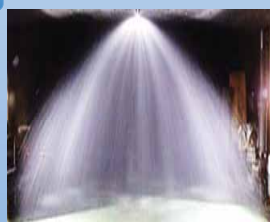
介護施設におけるスプリンクラー設置施設については設備点検の実施を、未設置施設については早期の設置を促す。

活用した交付金・補助金

平成28年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
（事業費10,053千円／国費10,053千円）

事業概要と効果

- ・既存高齢者福祉施設等にスプリンクラー等の設置を行う
- ・利用者および従事者に対する安全確保に寄与



【事例13】北海道札幌市 （私立保育所整備費等補助事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○私立保育所整備費等補助事業

老朽化している私立保育所を増改築又は改築するためにかかる整備費の一部を補助。

活用した交付金・補助金

平成28年度 保育所等整備交付金（厚生労働省）
（事業費402百万円／国費285百万円）

事業概要と効果

- ・改築整備2件
- ・増改築整備1件
- ・入所児童の安全性確保
- ・保育環境の改善
- ・保育所定員の維持・拡大



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例14】香川県（ため池の耐震化整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ため池の防災対策

地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性を確保する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農村地域防災減災事業（農林水産省）
（事業費2,153百万円／国費1,249百万円）

事業概要と効果

- ・大規模地震時の耐震性が確保されていないと判断された大規模ため池40箇所の耐震化整備を行うことにより、地域の安全性を確保する



耐震化整備（対策後）

【事例15】愛媛県（地すべり防止施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○土砂災害防止施設の整備

農地地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農村地域防災減災事業（農林水産省）
（事業費910百万円／国費455百万円）

事業概要と効果

- ・県内24地区において、地すべり防止施設の整備を実施し、地すべり活動を促す要因を除去・軽減することにより、地すべりの安定を図る



【事例16】高知県（津波避難タワーの整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○「津波到達までに逃げきれない」ことを回避するための推進方針

津波避難対策緊急事業計画に基づき、避難路や避難場所の整備を速やかに完了させる。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農村地域防災減災事業（農林水産省）
（事業費600百万円／国費400百万円）

事業概要と効果

- ・農村地域において、地域住民が、津波から安全に避難できるように、津波避難緊急事業計画に基づき、津波避難タワーの整備を実施する



津波避難タワー

【事例17】島根県（農道橋の耐震化対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○交通施設の安全化、防災空間の確保

緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農村地域防災減災事業（農林水産省）
（事業費467百万円／国費257百万円）

事業概要と効果

- ・農道は農産物の輸送路及び生活道路として重要な役割を担っており、橋長15m以上で複数径間の農道橋について、災害時の緊急輸送道路及び避難路が確保できるように橋梁の耐震化を実施



下部工の耐震化（橋脚の補強）

【事例18】 静岡県（農業用排水施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。（豪雨対策アクションプラン）

活用した交付金・補助金

平成28年度 農村地域防災減災事業（農林水産省）
（事業費2,126百万円／国費1,189百万円）

事業概要と効果

・35地区において、排水機場の増設、排水路の改修等の豪雨対策を実施し、農村山における安全・安心の確保に寄与



排水ポンプ

【事例19】 北海道（鳥獣被害の防止対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 森林の整備・保全

エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

活用した交付金・補助金

平成28年度 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）
（事業費2百万円／国費2百万円）

事業概要と効果

・エゾシカに関する様々な情報を組み合わせ一元管理し、エゾシカの生息動向を把握することで、効果的な捕獲につなげ、エゾシカ対策の推進に寄与



【事例20】 鹿児島県（鳥獣被害の防止対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 鳥獣被害防止対策の推進

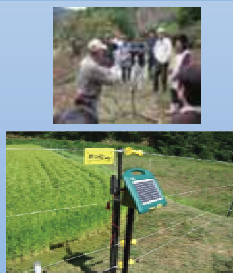
鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定される。このため、市町村等と連携し、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）
（事業費459百万円／国費445百万円）

事業概要と効果

・市町村鳥獣被害防止計画に基づくソフト・ハード両面にわたる総合的な鳥獣被害防止対策（集落ぐるみの取組等の普及啓発、侵入防止柵整備、捕獲頭数に応じた活動経費助成等）を実施し、農作物等の鳥獣被害軽減に寄与。



【事例21】 長野県（予防治山対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 人命の保護（森林荒廃対策）

県は、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。

また、既存治山施設の長寿命化と、航空レーザ測量データを活用した山地災害危険箇所の抽出を計画的に進めます。

活用した交付金・補助金

平成28年度 治山事業（農林水産省）
（事業費17百万円／国費9百万円）

事業概要と効果

・ワイヤーネットによる岩石固定工 100㎡
・集落裏山の不安定な岩石を固定し、集落を落石災害から守る



施工後

【事例22】 福岡県（荒廃山地の復旧整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 治山施設の整備

山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 治山事業（農林水産省）
（事業費31百万円／国費16百万円）

事業概要と効果

- ・水源の涵養及び山地災害防止のために行う荒廃地の復旧整備
- ・谷止工1基を施行することで、下流の1集落を保全



保全対象と施工箇所

【事例23】 栃木県（山地防災の普及推進）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 国土保全・環境（山地防災対策）

- ・地域における防災力の向上を図るための山地災害防止に係る普及啓発
- ・山地防災ヘルパー、山地防災推進員などのボランティア活動の支援

活用した交付金・補助金

平成28年度 次世代林業基盤づくり交付金のうち
森林・林業再生基盤づくり交付金（農林水産省）
（事業費2百万円／国費1百万円）

事業概要と効果

- ・山地防災推進員等講習会の開催
- ・小学生山地防災講習会の開催
- ・地域における山地防災意識の普及啓発と地域の防災力の底上げを図る



山地防災ヘルパー、山地防災推進員による山地災害防止パトロール出発式（山地災害防止キャンペーンにあわせ5/20に開催）

【事例24】 静岡県（森林災害予防の啓発）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備
山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 次世代林業基盤づくり交付金のうち
森林・林業再生基盤づくり交付金（農林水産省）
（事業費0.3百万円／国費0.15百万円）

事業概要と効果

- ・山地災害に関する自治会に対する講習会の開催（6回）
- ・小学生を対象とした治山セミナーの開催（5回）
- ・大規模災害発生時における協力体制整備に向けた研修会（地元民間コンサル対象：3回）
- ・危険地区の周知により、市町の警戒避難体制の整備に寄与



【事例25】 北海道（食料生産基盤の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 食料生産基盤の整備

全国の食糧基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災、減災対策を含め、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 水産基盤整備事業（農林水産省）
（事業費223百万円／国費133百万円）

事業概要と効果

- ・船の係留施設の不足の解消にあわせた耐震岸壁整備
- ・被災時、漁業生産拠点における早期漁業の再開に備える



オホーツク枝幸漁港

【事例26】新潟県（漁港施設の機能強化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○災害に強いふるさとづくり

地震及び津波による被災時における漁業活動の早期再開を図るため、漁港施設の耐震・耐津波機能を診断し、必要に応じて機能を強化する必要がある。

活用した交付金・補助金

平成28年度 水産基盤整備事業（農林水産省）
（事業費32百万円／国費17百万円）

事業概要と効果

- ・流通及び生産拠点漁港の主要施設の耐震・耐津波機能診断結果に基づき、必要に応じた施設の機能強化を行う
- ・岸壁等の耐震・耐津波化対策を実施することにより、例えば被災時における漁業活動の早期再開が図られる



機能強化

【事例27】愛知県（離島における漁港機能の確保）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
漁港施設の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図る。

活用した交付金・補助金

平成28年度 水産基盤整備事業（農林水産省）
（事業費103百万円／国費62百万円）

事業概要と効果

- ・篠島漁港（離島）におけるフェリー岸壁の耐震・耐津波強化
- ・災害発生時における離島孤立化を防ぐとともに、水産物流通活動の継続又は早期再開を図る



【事例28】高知県（漁港施設の機能強化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○「生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない」ことを回避するための推進方針

農林水産業に係る生産基盤等が被災することを防ぐため、施設の耐震化、津波対策や長寿命化対策を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 水産基盤整備事業（農林水産省）
（事業費410百万円／国費205百万円）

事業概要と効果

- ・外郭施設、係留施設等の耐震・耐津波化
- ・地震発生時に被災を最小限にとどめ、被災後の緊急支援物資輸送や水産業の早期回復を図る



【事例29】長崎県（小値賀漁港：離島・半島対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 離島・半島対策（耐震強化岸壁の整備）
物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 水産基盤整備事業（農林水産省）
（事業費315百万円／国費189百万円）

事業概要と効果

- ・耐震強化岸壁の整備
- ・緊急物資等の海上輸送拠点を確保し、離島の孤立を防ぐ



現在の整備状況

【事例30】静岡県（津波避難対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 津波避難対策

市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等を点検、見直しするとともに、命山や津波避難タワーなどの津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る。

活用した交付金・補助金

平成28年度 強い水産業づくり交付金（農林水産省）
（事業費 6百万円／国費 3百万円）

事業概要と効果

- ・焼津漁港事業継続計画策定に伴う避難誘導計画の検討
- ・津波避難困難エリアの把握と避難施設配置計画
- ・漁港内での就業及び県外漁船の安心安全な来港に寄与



【事例31】富山県（農道橋の耐震対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 基幹的農道の保全対策

大規模災害発生時の農産物の円滑な流通と安全な通行を確保するため、農道橋（橋長15m以上）の計画的な耐震化などの保全対策を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
（事業費219百万円／国費110百万円）

事業概要と効果

- ・基幹的な農道橋の耐震対策を実施
- ・落橋防止システムの設置及び橋脚補強の実施により、地震時における農産物の円滑な流通と安全な通行に寄与



【事例32】兵庫県（農業集落排水施設の老朽化対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 農業集落排水施設の老朽化対策

農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は約7割（H26）であるため、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策等を着実に推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
（事業費646百万円／国費351百万円）

事業概要と効果

- ・県内24地区において、農業集落排水施設の機能診断や機能強化対策を実施
- ・地震や洪水等の災害時における、長期間にわたる機能停止の軽減に寄与



【事例33】新潟県（治山施設の老朽化対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 災害に強いふるさとづくり（安全・安心な社会基盤の整備）

老朽化が進む社会基盤については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
（事業費1,354百万円／国費677百万円）

事業概要と効果

- ・村上市笹川ほか35箇所
- ・老朽化が進む治山施設の機能を確実に発揮させるため、補修更新を図り施設の長寿命化と安心・安全に寄与



【事例34】愛知県（避難路に利用できる林道の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進
 - ・ 災害時に孤立する可能性がある集落等へつながる道路の整備を行う。
 - ・ 山間地等において避難路や代替輸送路を確保するための取組みを促進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
（事業費90百万円／国費45百万円）

事業概要と効果

- ・ 地域林業の振興に資する林道の開設（全体計画延長15kmの一部）。
- ・ 災害時の避難路や代替輸送路としても機能。



【事例35】高知県（避難路・避難場所等の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 「津波到達までに逃げきれない」ことを回避するための推進方針
整備が完了していない避難路や避難場所の整備は、津波避難対策緊急事業計画に基づき着実に推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
（事業費21百万円／国費14百万円）

事業概要と効果

- ・ 避難路の整備を行い、災害時に避難経路の確保を図る
- ・ 災害時に断水により消火栓の使用が不能になる恐れもあることから、防火水槽の整備を行う



【事例36】愛知県（海岸保全施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 河川・海岸堤防の耐震化等の推進
津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
（事業費105百万円／国費53百万円）

事業概要と効果

- ・ いっしき 一色漁港海岸における堤防の整備
- ・ 津波、高潮による被害から人、家屋、水産関連施設（養殖場等）を防護



【事例37】静岡県（海岸保全施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 津波、高潮対策施設の整備、耐震化
第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波（レベル1津波）に対して施設高が不足している箇所について、嵩上げを行うとともに、液状化対策等の施設の耐震化や粘り強い構造への改良などの質的強化を行う。

活用した交付金・補助金

平成28年度 海岸事業（漁港海岸）（農林水産省）
（事業費90百万円／国費60百万円）

事業概要と効果

- ・ やいづ 焼津漁港海岸における海岸保全施設の整備
- ・ 津波、高潮による被害から人命、財産等を防護



【事例38】 三重県（海岸保全施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○海岸堤防等の整備・耐震化

津波等による被害軽減を図るため、海岸堤防について、脆弱箇所の補強強化及び耐震対策を実施する。その際、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。

活用した交付金・補助金

平成28年度 海岸事業（漁港海岸）（農林水産省）
（事業費210百万円／国費140百万円）

事業概要と効果

おいず

- ・大淀漁港海岸における堤防等の整備
- ・津波による被害から人、家屋、水産関連施設（加工場等）を防護



【事例39】 高知県（海岸保全施設の整備）

地域強靱化計画に定めた対応

○海岸堤防の整備

海岸堤防や水門等の地震・津波対策については、発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を確保する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 海岸事業（漁港海岸）（農林水産省）
（事業費448百万円／国費299百万円）

事業概要と効果

うさ

- ・宇佐漁港海岸における堤防、護岸の整備
- ・津波、高潮による被害から人、家屋、田畑等を防護



国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例40】大阪府大阪市
(防潮堤の津波等浸水対策の推進)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 防潮堤の津波等浸水対策の推進
地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費1,610.75百万円の内数)

事業概要と効果

- ・南海トラフ地震により止水機能の喪失が想定される堤防について、南海トラフ地震や直下型地震にも対応できるよう耐震改修を実施する



【事例41】和歌山県(防波堤の粘り強い化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

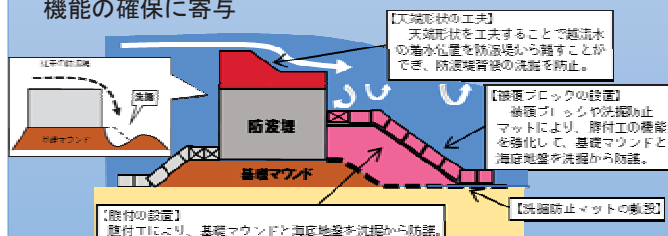
- 港湾における防波堤の粘り強い化
津波被害の軽減等を図るため、港湾の既存施設の嵩上げ等、港湾施設の機能強化に資する必要なハード整備を優先的に実施する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費472百万円の内数)

事業概要と効果

- ・湯浅広港における粘り強い構造の防波堤の整備
- ・津波被害の軽減や早期の復旧・復興に資する港湾機能の確保に寄与



【事例42】高知県（耐震強化岸壁の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 耐震強化岸壁(防災拠点港)の整備
今後30年以内に60～70%の確率で発生が予想される南海トラフ地震では、大規模な被害の発生が想定されている。災害時における海上からの緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を推進する。

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費13百万円の内数)

事業概要と効果

- ・久礼港における耐震強化岸壁の整備
- ・災害時における防災拠点港として、災害時における緊急物資等の海上輸送機能の確保に寄与



【事例43】和歌山県（大規模建築物の耐震化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- ### ○ 大規模建築物の耐震化
- 多数の人が利用する建物の倒壊による被害を防ぐため、耐震診断から設計、改修までの経済的な支援を実施するとともに、災害時には避難所として活用することで地域防災への貢献を図る。

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費1,210百万円の内数)

事業概要と効果

- ・耐震診断が義務化された大規模建築物において耐震診断から設計、改修への経済的な支援
- ・災害時に避難所として活用→地域防災に寄与



【事例44】 静岡県（河川及び洪水調節施設等の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○河川及び洪水調節施設等の整備

- ・施設整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先して河道拡幅や遊水地の整備などの予防型対策を着実に推進する。
- ・近年浸水被害のあった河川において、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図り実施する。等

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費1,698百万円)

事業概要と効果

- ・巴川等において、洪水のピーク時流量の低減を目的とした遊水地の整備などを推進
- ・近年浸水被害のあった沼川等において、放水路や護岸、河道掘削等の整備を実施

→異常気象等による市街地等の浸水の軽減に寄与



巴川遊水地の整備箇所

【事例45】 岐阜県（下水道の耐震対策の推進）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○上下水道の耐震・老朽化対策の推進

流域下水道の耐震対策については、汚水処理施設の長期間にわたる機能停止を防ぐ対策に重点化した岐阜県下水道総合地震対策計画により施設の耐震化を推進する。また、老朽化対策として、長寿命化計画に基づき各施設の機能確保を計画的に進める。

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費372百万円)

事業概要と効果

- ・マンホール浮上対策 25基、老朽化した浄化センター・ポンプ場の機械・電気設備の更新
- ・災害時においても汚水幹線の流下機能を確保することで、処理機能を確保



【事例46】 愛知県（都市公園等事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 災害対応の体制・資機材強化
- 自治体等の活動の支援
- 火災に強いまちづくり等の推進

広域避難場所・防災活動拠点等となる県営都市公園の整備を促進し、円滑な救助・救援活動等に必要な環境を整える。

活用した交付金・補助金

平成28年度 防災・安全交付金(国土交通省)
(国費422百万円の内数)

事業概要と効果

- ・大高緑地ほか3公園
- ・公園の整備を進めることで、災害時の救助・救援活動等に必要な環境を整えるとともに、平時の緑豊かな都市環境の形成を推進する

県営公園で実施した救助・救援訓練の状況

